

静岡県子ども読書活動推進計画

「読書県しづおか」をめざして -

平成 16 年 1 月
静岡県教育委員会

はじめに

読書は、子どもにとって、豊かな情操を養い確かな学力をはぐくむ上で、とても大切な活動です。また、氾濫する断片的な知識によって行動が決定されやすい今日の情報化社会の中で、本を通して自分と向き合う読書体験は、これまでよりも一層重要性を増しています。

静岡県は、学校での朝読書の実施率が高いのをはじめ、子どもの読書活動について先進的に取り組んでおり、昨年11月には、全国図書館大会を静岡県で開催し、その活動事例を報告しました。また、障害のある子どもの読書活動についても、学校での絵本の読み聞かせなど盛んな取組を見かけます。さらに、地域における読み聞かせボランティアの活動も活発であり、全県的なイベントや研修会も開催されています。

子どもの読書習慣は、最も日常的な家庭の中で、まずつくられるものであり、家庭における読書環境が大きく影響しますが、子どもがより豊かな読書活動を進めていくには、家庭を取り巻く地域や学校での読書環境の整備・充実が極めて重要です。

「静岡県子ども読書活動推進計画」は、これから静岡県の子どもの読書活動を、家庭・地域・学校が連携し、計画的に推進するため、その基本の方針と2010年までの施策の方向を示すものとして策定しました。

今後、この計画に沿って、県内のすべての子どもたちが、生涯を通して「本に出会い、本を知り」、「本に親しみ、本を活かし」、「本と生き、本を伝える」ことができるよう、市町村と連携して子どもの読書活動を積極的に推進し、「読書県しづおか」の構築を図ってまいります。

本計画の策定にあたり、「静岡県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの県民の皆様に深く感謝いたします。

平成16年1月

静岡県教育委員会教育長

鈴木善彦

目次

第1章 基本の方針	1
1 計画策定の視点	1
2 基本の方針	2
第2章 子どもの読書活動推進のための施策の方向	5
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動の推進	6
(1) 公立図書館の整備・充実	6
ア 市町村立図書館等の整備・充実	7
イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実	8
(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実	9
(3) 地域における子どもの読書活動推進団体への支援	11
3 学校における子どもの読書活動の推進	12
(1) 学校の体制づくり	12
ア 学校の果たす役割、体制づくり	12
イ 読書指導の充実	14
(2) 学校図書館の整備・充実	15
ア 資料・設備の充実	15
イ 学校図書館の活性化のための人的配置の推進	17
ウ 家庭・地域との連携	18
(3) 障害のある子どもの読書活動の推進	19
ア 読書指導の充実	19
イ 学校図書館等の整備・充実	19
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	21
(1) 公立図書館間の連携	21
(2) 学校図書館と公立図書館の連携	22
(3) その他関係図書館間等の連携	23
5 啓発・広報等の推進	23
(1) 情報の収集・提供の充実	23
(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進	24
第3章 推進・支援体制の整備等	25
1 県における推進・支援体制の整備	25
2 出版、書籍販売業界等との連携	26
3 マスコミ等との連携	26
4 施策の実施に向けて	27
努力目標一覧	28
「静岡県子ども読書活動推進計画」の体系と取組	29

参考資料

1	平成 15 年度静岡県の公立図書館等一覧	30
2	静岡県内の公立図書館等の現状	32
3	学校図書館の現状に関する調査結果（平成 15 年 8 月調査）等	34
4	司書教諭に関する参考資料（静岡県教育委員会 平成 15 年 3 月）	36
実践事例 1	ブックスタート事業（細江町）	42
実践事例 2	家庭文庫の活動（静岡市 やかまし村文庫）	43
実践事例 3	読み聞かせ活動の研究（相良町立萩間保育園）	44
実践事例 4	司書教諭の活動（浜岡町立第一小学校）	45
実践事例 5	ブックトークの展開（県立湖西高等学校）	46
実践事例 6	ボランティアとつくり合うおはなしの会（県立藤枝養護学校）	47
実践事例 7	学校司書配置事業（静岡市）	48
実践事例 8	図書館司書の学校派遣と資源共有型モデル事業（吉田町）	49

第1章 基本の方針

1 計画策定の視点

近年のテレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの著しい普及は、子どもたちの生活環境を大きく変化させています。さらに、これらの影響として、子どもの自制心・自律心の低下や短絡的な思考等が指摘されています。

テレビなどに対して、読書は活字を媒介として自分自身の力でその本の世界を心の中に描き出さなければなりません。この読書ならではの作業を通じて、子どもたちは言葉を学び、想像力を豊かなものにします。

変化し続けるこれからの社会の中では、自ら学び自ら考え、主体的に判断する力や他人を思いやる心、いわゆる「生きる力¹」が必要です。子どもの頃からの読書習慣の確立は、この力をはぐくんでいく有効な手段の一つだと考えます。

この「静岡県子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)は以下の4つの視点から策定するものです。

(1) 法に基づくものです

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号。)(以下「法」という。)第9条の規定に基づき策定するものです。また、法第8条の規定により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「国的基本計画」という。)を基にしつつ、本県における子どもの読書活動推進の状況や他の計画等を踏まえたものです。

(2) 静岡県の「人づくり」と結びつくものです

この推進計画は、県の総合計画²「魅力ある“しづおか”2010年戦略プラン - 富国有徳、しづおかの挑戦 - 」や県の教育計画³『『人づくり』2010 プラ

生きる力¹

：第15期中央教育審議会第一次答申(平成8年7月)で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力。その後の一連の教育改革はこの言葉をキーワードとして展開している。本県では、これを子どもたちに限らず、生涯にわたってはぐくんでいくことが大切だと考えている。

県の総合計画²

：県の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる県の経営の根幹をなすもので、一般企業の中長期の経営計画にあたるもの。「魅力ある“しづおか”2010年戦略プラン」とは、2010年を目標年次として、多彩な夢の実現に挑戦できる「魅力ある“しづおか”」をめざし、戦略的に進める計画という意味を込めて命名した。平成14年4月に策定。

県の教育計画³

：平成14年4月に県が策定した総合計画の教育行政分野、及び、平成13年2月に県教育委員会が策定した中期教育方針「魅力ある教育づくり21世紀初頭プラン」を踏まえて平成14年9月に策定したものです。この計画では、21世紀を生きる人を「生涯学習社会を生きる人」ととらえ、生涯にわたって学び続け、新しい知識や能力を主体的に獲得し発揮していくことができるような人づくりが重要であると考え、基本目標を「未来をひらく『意味ある人』づくり」としている。

ン」にいう「未来をひらく『意味ある人^{*4}』づくり」を実現するための具体的な実施プログラムの一つとなるものです。

(3) 2010年までの施策の方向を示すものです

この推進計画は、平成13年度から展開してきた「子どもの読書習慣づくり総合推進事業」を継続的、発展的に推進するもので、県下の子どもたちの読書活動を支え、推進するための施策や推進体制の在り方などについて、およそ2010年（平成22年）までの方向を示すものです。

(4) 市町村の推進計画の指針となるものです

この推進計画は、国の基本計画とともに、県内の各市町村が、それぞれの市町村における子どもの読書活動の推進の状況などを踏まえ、独自の「子ども読書活動推進計画」を策定する際の指針になることを期待しています。

2 基本の方針

県下のすべての子ども^{*5}が自主的に読書活動を行うことができるようになるため、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発に努めます。

そして、県民一人一人の生涯を通した読書習慣の確立に向けて、以下に述べるように、成長過程に応じた施策とともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、「読書県しづおか」の構築を図ります。

(1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身につけていく上で大切です。そして、それは心のこもった本の楽しさを親が子どもと分かち合うところから始まります。

ア 親子のふれあいを重視した取組への支援・啓発を図ります。

イ 公立図書館(図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)等身近な地域の読書環境を整備します。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身につけ、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望まれます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることにもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。ま

意味ある人^{*4}

: 平成11年10月に「静岡県人づくり百年の計委員会」から提言された人づくりの理念。提言では、「精神的に自立し、思いやりの心をもって、何かができる人」と定義している。

子ども^{*5}

: 本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

た、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

ア 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。

イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。

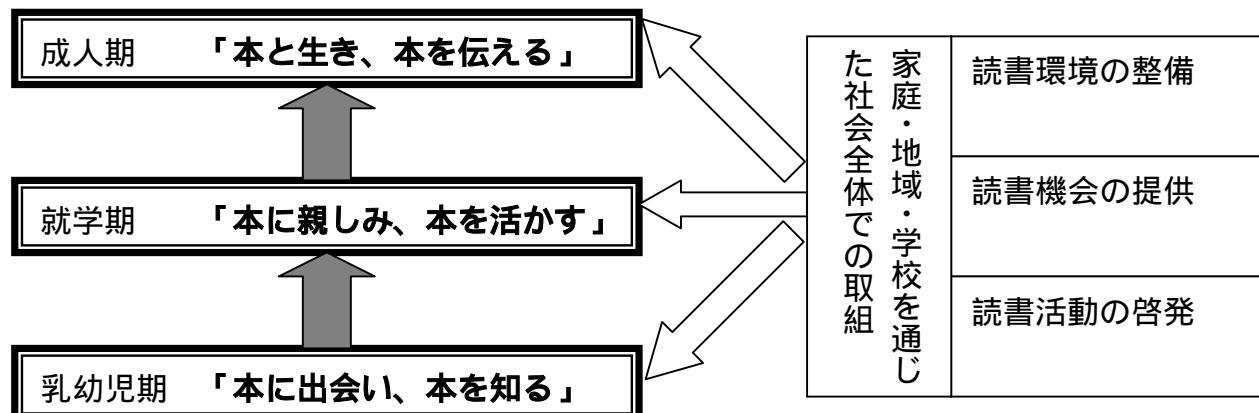
ウ 家庭・学校の読書活動を支援する公立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。

(3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営んでいく上で、私たちは誰でも様々な疑問や課題が生じます。読書はこれらを解決する有力な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望まれます。

ア 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。

イ 親子読書など家庭での読書活動を促進します。



「静岡県子ども読書活動推進計画」の体系と施策の方向

家庭における子どもの読書活動の推進

- ・ 読書の重要性についての理解の促進
- ・ 親子読書等の奨励

地域における子どもの読書活動の推進

- ・ 公立図書館の設置等の促進
- ・ 公立図書館における専門的職員の養成及び配置の促進
- ・ 公立図書館におけるお話し会等の活動や関係機関等との連携した取組の促進
- ・ 県立中央図書館の子ども読書活動支援機能の充実
- ・ 幼稚園・保育所の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実の促進
- ・ その他関係機関の子ども読書関連事業の促進（ブックスタート活動等）
- ・ 読書ボランティアの養成
- ・ 地域活動への支援

学校における子どもの読書活動の推進

- ・ 研修による教職員への啓発と協力体制の確立の促進
- ・ 年間活動計画の作成の促進
- ・ 朝読書、読み聞かせ等の実施、目標読書冊数の設定
- ・ 計画的な学校図書館図書資料等の整備の促進
- ・ 学校図書館の情報化の促進
- ・ 司書教諭の授業時数の軽減等
- ・ 司書教諭の配置促進
- ・ いわゆる学校司書の全校配置の促進
- ・ 学校図書館担当職員の研修等の充実
- ・ ボランティアとの連携の促進

図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

- ・ 公立図書館間の情報ネットワーク化の推進
- ・ 資料搬送網の整備
- ・ 学校図書館と公立図書館の連携
(公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用、合同研修会の開催等)
- ・ 学校図書館、公立図書館と県内の大学、教育機関、国際子ども図書館等との連携

啓発・広報等の推進

- ・ ホームページを活用した情報提供
- ・ ブックリストの作成
- ・ 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進
- ・ 読書関連イベントを通じての啓発・広報

推進・支援体制の整備等

- ・ 「読書活動推進会議」の開催
- ・ 市町村との連携
- ・ 出版、書籍販売業界、マスコミ等との連携

第2章 子どもの読書活動推進のための施策の方向

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう親が配慮していくことが大切です。家庭においては、親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりして、読書の習慣づけを図ることや、読書を通じて子どもと感じたことや考えたことなどを話し合い、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

<現状・課題>

- ・ テレビ、テレビゲーム、ビデオ等の著しい普及、両親が共に就労する家庭の増加、塾・稽古事に関わる時間の増加等子どもの生活環境などの変化によって、読書を通じた親子の時間が取り難くなっています。
- ・ 一方、地域の公立図書館や公民館等では、親子で参加できるお話し会等が開催されています。
- ・ また、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時に、ブックスタート活動^{*6}などが取り入れられてきています。

<施策の方向>

(ア) 親が集まる機会・マスコミを通じての啓発

- ・ 学校・幼稚園・保育所のPTA・保護者会等の活動を通じて、読書や読み聞かせの重要性についての理解を促します。
- ・ 地域の保健センター等で行われる健診等の機会を利用して、ブックスタート活動等読書活動の啓発が図られるよう促します。
- ・ テレビ・ラジオ番組、新聞等マスコミを通じて、読書や読み聞かせの重要性の啓発や事例紹介を行います。

(イ) お話し会等を通じての啓発

家庭に身近な地域の公立図書館、児童館、公民館等において、親子で参加できる読み聞かせやお話し会を通じて、読書の啓発が図られるよう働きかけます。

(ウ) 読書を通じた親子の時間を持つことの奨励

ブックスタート活動^{*6}

：赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。1992年に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。県内では、平成15年9月現在で、22市町において実施している。この他に、類似の方法で3市町が取り組んでいる。

家庭で「読書の時間」を設け、親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたりして、読書を通じて団欒が持たれるよう啓発を図ります。

(I) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、公立図書館、盲・聾・養護学校、福祉施設等の図書資料等の整備を促すとともに、障害のある子どもの家庭に対してその利用を積極的に広報するよう働きかけます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関なども、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を果たしています。

また、大学の図書館も地域開放を進めており、高校生の読書活動の場を広げることが期待されます。

(1) 公立図書館の整備・充実

<現状・課題>

- 本県の公立図書館設置状況は、平成15年4月現在、市部では20市で100%、郡部では53町村中34町村で64.2%、市町村全体の図書館設置率は74.0%（全国平均51.5%（「日本の図書館2002」より））と全国的には上位に位置しています。また、県内市町村立図書館の個人への総貸出資料数は年間約17,700千冊で、このうち約30%が児童図書の貸出であり、子どもへのサービスも充実してきています。（平成14年度実績）
- しかし、19町村には図書館が未設置であり、県内すべての子どもたちが図書館サービスを受けられる環境とはなっていません。市町村合併が進むと、図書館が設置されていない町村は数の上では減少しますが、この課題が解決するわけではありません。
- 一方、図書館職員に目を向けると、専任職員の割合は43%、専任職員の内、司書⁷有資格者の割合は43%で（平成14年度実績）ここ数年これら

司書⁷

：図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

の割合は減少傾向にあります。子どもの読書活動を支援していくためには、図書資料等の充実とともに専門的知識・技術をもった職員の適切な配置や養成を図っていく必要があります。

<施策の方向>

ア 市町村立図書館等の整備・充実

公立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。市町村には、以下に述べるような「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年7月文部科学省告示)及び国的基本計画に基づいた図書館の設置及び整備・充実が図られるよう働きかけていきます。

(ア) 図書館の設置等

市町村には、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備が図られるよう働きかけていきます。

(イ) 専門的職員の養成や配置

図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。このため、市町村には、職員がこれらの専門的知識・技術を習得できるよう、研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう働きかけていきます。

(ウ) 図書資料等の整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくには、地域住民にとって身近な市町村立図書館の図書資料等の整備・充実が必要不可欠です。市町村立図書館においては、豊富で多様な図書資料等の計画的な整備が図られるよう働きかけていきます。

(エ) 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、お話し会の開催などに関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。インターネットで検索できる蔵書情報検索システムの導入など、市町村立図書館の情報化の推進が図られるよう働きかけていきます。

(オ) お話し会等の実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、市町村立図書館には、児

童図書の貸出の他に、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの実施を働きかけていきます。

(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町村立図書館には、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料の整備・充実とともに、病院や福祉施設・養護学校等と連携したサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

(キ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援

市町村によっては、在住外国人が増加しています。市町村立図書館には、在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

(ク) 関係機関等との連携

市町村立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう働きかけていきます。(例 ブックスタート活動等)

(ケ) ボランティアの参加促進

市町村立図書館には、子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう働きかけていきます。また、ボランティア希望者への活動の場などに関する情報の提供や、ボランティア養成のための研修の実施など諸条件の整備が図られるよう働きかけていきます。

イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実

(ア) 児童図書の充実

県立中央図書館は、市町村立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、幼児・児童用の図書資料等の網羅的な収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。

(イ) 情報化の推進

県立中央図書館は、利用者のニーズに的確に対応するため、図書情報検索システムを充実することによって、館内はもちろんインターネットによってどこからでも必要な情報が得られる環境を整備します。

(ウ) 図書館運営に関する助言

県立中央図書館は、県内の市町村立図書館の要請に応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。

(I) 図書館未設置町村への支援・協力

県立中央図書館は、図書館未設置町村に対して、図書館設置の働きかけや設置に関する助言を行います。また、子どもたちがより充実した図書館サービスを享受できるよう、公民館図書室等の業務運営への助言・協力、図書資料等の貸出や絵本の展示、読み聞かせの開催など支援に努めます。

(オ) 研修の充実

県立中央図書館は、子どもへのサービスの向上を図るため、市町村立図書館及び関係機関と協力し、県内図書館職員、学校図書館を担当する職員等を対象に、その専門的知識・技術を高めるための研修の充実を図ります。

(カ) 調べ学習等への対応

県立中央図書館は、学校における総合的な学習の時間や調べ学習に利用できる資料の収集に積極的に努めるとともに、学校及び市町村立図書館の利用に供します。

(キ) 子どもの読書活動に関する助言

県立中央図書館は、関係機関と連携し、図書館職員、ボランティア、保護者、教員等からの相談に対して適切な助言を行うとともに活動のコーディネート役を務めます。そのために、新しい県立中央図書館についての研究や準備にあわせて、児童サービス部門及び子ども図書研究室の設置についても検討します。

(ク) 障害のある子どもの読書活動の支援

県立中央図書館は、病院図書館、点字図書館及びボランティアと連携しながら、病院、盲・聾・養護学校等を通じて、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。

(ケ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援

県立中央図書館は、県内在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスに努めます。

(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実

<現状・課題>

- ・ 幼稚園や保育所においては、子どもの年齢（発達）に応じたカリキュラムや指導方針が設定され、日常的に読み聞かせや紙芝居などが行われています。また、図書室や図書コーナーの本の貸出も行われています。しかし、絵本等の種類や量には限りがあり、また、設備も十分なところばかりではありません。どんな絵本をいつ頃、どのように与えるかなど職員の研修も必要とされています。
- ・ 児童館や公民館の図書室は、所蔵資料は必ずしも十分とはいえませんが、地域の身近な読書活動の支援の場になっています。
- ・ 地域子育て支援センター^{*8}では、絵本の展示、読み聞かせ、紙芝居、絵本の貸出等、子育て家庭の読書活動の支援に取り組むところが見られます。
- ・ また、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時に、ブックスタート活動などが取り入れられてきています。（再掲）

<施策の方向>

(ア) 幼稚園や保育所の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実

幼稚園や保育所の図書コーナー等の整備を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

また、職員等に対して読書活動に関する研修の充実を図るとともに、保護者への読書啓発活動を促進します。

(イ) その他関係機関の子ども読書関連事業の促進

児童館、公民館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等関係機関の図書室や図書コーナーの整備、また、子どもの読書関連事業の実施を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

(ウ) ブックスタート活動等の促進

地域の保健センター等で行われる健診等の機会を利用して、ブックスタート活動等読書活動の啓発が図られるよう促します。（再掲）

(エ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点字図書館や児童福祉施設等における図書資料等の充実とともに、関係機関とのネットワーク化を促進します。

地域子育て支援センター^{*8}

：地域全体で子育てを支援する基盤を形成するとともに、育児不安の解消、子育て指導など、地域における子育て家庭に対する支援策を進めるため指定された施設（市町村が指定する保育所、母子生活支援施設、乳児院、小児科医院等）。主な事業として、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、乳児保育や特別保育事業の積極的実施、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、家庭的保育を行う者への支援がある。

(3) 地域における子どもの読書活動推進団体への支援

<現状・課題>

- ・ 地域における家庭文庫は、以前から子どもが本に親しむ身近な場として利用されていますが、住民の自主的な取組に支えられています。
- ・ 近頃、読み聞かせボランティアの活動が、各地域において活発化し、子どもの読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。平成14年2月には、「静岡県読み聞かせネットワーク」が設立され、県内の読み聞かせに関心のある方やボランティア団体が加入して、相互の情報交換や全県的なイベントなどが開催されるようになりました。
- ・ また、母親クラブ、子育てサークル等においても、読み聞かせや絵本づくりなどの活動が行われ始めています。
- ・ 今後県では、このような地域の関係団体の活動を一層支援するとともに、協働によって子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

<施策の方向>

(ア) 読書ボランティアの養成

読み聞かせボランティアをはじめとする、子どもに読書の魅力を伝える技術を持ったボランティアを養成するとともに、その活動の場の提供や研修の場の設定などに努めます。また、このような読書に関わるボランティア、NPO等との協働によって子どもの読書活動を推進します。

(イ) 情報の収集、提供等

県内各地で活躍しているボランティアの情報を集めるとともに、その活動を広く紹介します。

(ウ) 「子どもゆめ基金」等の活用

国の「子どもゆめ基金^{*9}」事業や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励します。

(エ) 地域活動への支援

子ども会活動、PTA活動、地域活動連絡協議会、子育てサークル活動等の地域活動において、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの技術等について学ぶ機会の提供に努めます。

(オ) 関係機関の協力体制の促進

子どもゆめ基金^{*9}

: 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設された、青少年団体等が実施する主として地域レベルの読書活動等への助成金。

地域における子どもの読書活動推進団体を支援するため、学校、図書館、公民館等関係機関の協力体制を促進します。

(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点訳・朗読奉仕員等のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ります。

努力目標^{*10}

目標項目	2003年	2010年
図書館を設置している市町村数の割合	74% (2003年4月)	100%
県内市町村立図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	5.2冊 (2003年3月末)	7冊以上
県内市町村立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	11.2冊 (2002年度)	14冊以上
読書ボランティア養成人数	3,115人 (2003年3月末)	10,000人

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の体制づくり

学校は、従来から国語など各教科等における学習活動を通じて、読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。国で示されている学習指導要領にも、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととなっています。

それぞれの学校においては、子どもの発達段階に応じた読書活動計画やきめ細かな体制づくりが重要です。そのためには、校長や教職員が一体となって子どもの読書活動の習慣づくりに対する共通理解を図っていくことが必要です。

ア 学校の果たす役割、体制づくり

<現状・課題>

努力目標^{*10}

: 県内のすべての子どもたちの読書環境を整備することを目的として、県、市町村が一体となって進むべき方向(目標)を数値で示す。

- ・ 学校においては、調べ学習、朝読書、読み聞かせ等の実施や司書教諭^{*11}の配置、学校図書館活用フォーラム^{*12}の実施等により、子どもの読書習慣づくりにおける学校の果たす役割についての認識が一層高まっています。
- ・ 学校の組織の中に学校図書館部等を位置づけ、全校で取り組もうとしている学校も多くあります。
- ・ 児童生徒を中心とした図書委員会の取組にも工夫が見られるようになってきました。
- ・ 司書教諭等を中心に工夫された積極的な活動を行う学校がある一方、司書教諭が配置されていても、活動が十分でない学校もあります。

＜施策の方向＞

(ア) 研修による教職員への啓発と学校内の協力体制の確立

子どもの読書習慣づくりを進めるため、教職員の初任者研修、10年経験者研修等の各種研修会を通じ、読書指導の重要性や学校図書館の役割について理解を図ります。また、校内では、校長の理解・指導の下、校内研修や研究会を通じて教職員全体の共通理解を図るとともに、司書教諭を中心とした教職員の協力体制の確立を促していきます。

(イ) 年間活動計画の作成

学校での読書活動を推進するため、読書活動に関する全校的な年間活動計画を作成するよう働きかけます。

(ウ) 学校図書館の計画的な利用

学校図書館の充実とともに、教科学習や総合的な学習を中心に全教育活動における計画的な利用を促し、図書館機能の活用を促進します。

(エ) 学校図書館についての調査・研究

県総合教育センターにおいて、学校図書館や読書活動についての調査・研究等を行い、それらを支援する機能について検討します。

(オ) 学校図書館関係の研究組織や公立図書館等との連携

学校図書館関係の研究組織（静岡県高等学校図書館研究会、静岡県教育研究会学校図書館部等）や公立図書館と連携し、学校図書館の果

司書教諭^{*11}

：学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校には必置となった。

学校図書館活用フォーラム^{*12}

：国立教育政策研究所が主催するフォーラム。学校関係者の意識の高揚を図るため、全国3ブロックで開催。学校図書館活用や読書活動の促進方策について研究協議、情報交換を行う。平成14年度は静岡県で開催された。

たす役割について共通認識を図るよう各学校に働きかけます。

また、学校図書館関係の研究組織間や研究組織と静岡県図書館協会との連携を促進し、情報交換会や研修会の実施を促します。

イ 読書指導の充実

<現状・課題>

- ・ 本県の公立学校における朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動の実施率は、小学校 98%、中学校 98%、高等学校 59%、盲・聾・養護学校 70% です。(平成 14 年度実績)(全国平均 小学校 78%、中学校 61%、高等学校 25%、盲・聾・養護学校 18% (平成 13 年度実績))
- ・ 本県の公立学校における児童生徒の 1 か月間の平均読書冊数は、小学生 7.7 冊、中学生 2.8 冊、高校生 1.6 冊です。(平成 15 年 6 月調査、雑誌、教科書、マンガを除く)
- ・ 学校独自の読書週間を設けたり、読書会や紙芝居、ブックトーク^{*13}、アニメーション^{*14}等を実施したりする学校が増えています。
- ・ 名文の素読、朗読が注目されてきています。
- ・ 司書教諭を中心として地域や学校の実態に応じた利用指導などを行う「学校図書館の時間」年間指導計画を作成している学校も増えています。
- ・ 学校における必読図書・推薦図書を定めている本県公立学校の割合は、小学校 42%、中学校 26%、高等学校 58%、盲・聾・養護学校 23% です。(平成 14 年度実績)
- ・ 図書委員会を中心として貸出事務や書架の整理、展示・掲示などの作業をはじめ、図書館だよりの発行、図書紹介などを行っている学校も多くあります。

<施策の方向>

(ア) 朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動の実施

小・中・高・盲・聾・養護学校とともに、2010 年を目指し、朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動の実施率 100% をめざします。また、子どもが自主的に読書に取り組むように各学校に働きかけます。

(イ) 1 か月の目標読書冊数の設定

2010 年を目指し、児童生徒の 1 か月の読書冊数を小学生 8 冊以上、中学生 3 冊以上、高校生 2 冊以上にすることをめざします。

ブックトーク^{*13}

: ひとつのテーマに沿って興味が出てくるように本を選び、楽しみながら紹介していくもの。その回のテーマ(たとえば、"友だち"、"動物"、"福祉"など)に従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらう。

アニメーション^{*14}

: ゲーム的な手法を通じて子どもたちを本に立ち向かわせ、子どもたちを物語の世界に引き込むことをねらいとした取組。

(ウ) 推薦図書や必読図書の選定

発達段階や地域の特性などを踏まえた推薦図書や必読図書を選定するよう、各学校に働きかけます。

(I) 情報活用能力の育成

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、特別活動、総合的な学習の時間に、調べ学習や多様な学習活動を展開し、情報活用能力の育成に努めるよう各学校に働きかけます。

(オ) 先進的な取組の紹介

読書活動の先進的な取組を行っている学校をホームページに掲載するなど、さまざまな機会を通じて紹介します。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たします。また、自由な読書活動や読書指導の場として、創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されています。

学校図書館の運営にあたっては、校長の理解・指導の下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員、ボランティアが連携・協力し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

ア 資料・設備の充実

<現状・課題>

- ・ 本県の公立学校図書館で、図書標準^{*15}を達成している学校の割合は、小学校 50%、中学校 41% にとどまっています。（平成 14 年度実績）
- ・ 国の地方交付税で措置されている学校図書館の図書購入費の措置額を上回っている本県自治体の割合は、小学校 81%、中学校 55% です。（平成 14 年度実績）

図書標準^{*15}

：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの（平成 5.3.29 文初小第 209 号 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省初等中等教育長通知。）

（目標蔵書冊数例）

学級数	3 学級	6 学級	9 学級	12 学級	15 学級	18 学級	21 学級	24 学級
小学校	3,520	5,080	6,520	7,960	9,160	10,360	10,960	11,560
中学校	5,440	7,360	9,040	10,720	12,160	13,600	14,560	15,520

- ・ 子どもの読書活動を促進するためには、蔵書冊数だけでなく本の質も大切です。利用されない古い蔵書の廃棄とあわせて、子どもにとって魅力的な本や子どもの学習に役立つ本を中心に充実させる必要があります。
- ・ 多くの学校が学校図書館にコンピュータを整備していますが、図書資料等をデータベース化している本県公立学校の割合は、小学校 44%、中学校 38%、高等学校 78%、盲・聾・養護学校 21%です。(平成 14 年度実績)
- ・ 学校図書館については、子どもが行きやすい、1 階や 2 階の明るい場所に設置している学校がありますが、中には最上階の隅にある学校もあります。また、調べ学習用と読書用の 2 つの学校図書館を持つ学校もあります。
- ・ 学校図書館資源共有型モデル事業^{*16}の実施地域(細江町、豊岡村、浅羽町、吉田町の 4 地区) では、学校図書館等をネットワーク化した図書資料等の検索及び貸借・流通システムの研究を進めています。今の学校図書館には、学習情報センターとしての機能の充実も期待されています。

＜施策の方向＞

(ア) 計画的な図書資料等の整備・充実

公立義務教育諸学校については、学校図書館図書整備 5 か年計画^{*17} (平成 14 年～18 年) に基づく地方交付税措置を活用するなど、図書資料等の計画的な整備が図られるよう促します。

公立高等学校及び県立盲・聾・養護学校高等部については、図書資料等整備のための参考資料を作成するとともに、計画的な整備に努めます。

また、私立学校についても、図書資料等の整備が促進されるよう支援を図っていきます。

(イ) 魅力的な図書資料等の充実

各学校において、発達段階や地域の特徴などを踏まえた魅力的な本や学習に役立つ本を中心に選定が行われ、図書資料等の充実が図られるよう促します。

(ウ) 施設・設備の整備・充実

学校図書館の施設・設備については、余裕教室等の有効利用などの先進的な事例を紹介することにより、読書スペースの整備・充実が進められるよう働きかけていきます。

学校図書館資源共有型モデル事業^{*16}

：学校図書館や公共図書館の蔵書(資料)を、ネットワークを通して共同利用していくとする国の事業。モデル地域として全国 47 地域に対して実施。

学校図書館図書整備 5 か年計画^{*17}

：平成 14 年度からの 5 年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約 4 千万冊整備することを目指し、毎年約 130 億円総額約 650 億円が地方交付税として講じられている措置。

(I) 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化のために、学校図書館にコンピュータを整備し、図書資料等のデータベース化を促進するとともに、校内 LAN によって、学校内のどこからでも公立図書館等の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備を促進します。

(オ) 学校間、公立図書館との連携による図書資料等の有効活用

学校図書館資源共有型モデル地域事業(平成13年～15年)の成果を広め、連絡会を持つなどして近隣の学校間、公立図書館との連携を進め、図書資料等の有効活用を促進します。

イ 学校図書館の活性化のための人的配置の推進

<現状・課題>

- ・ 本県では、平成8年度から、現職教員を対象に司書教諭講習を実施してきました。これまで(平成8～14年度)の公立学校の延べ参加者は、小学校913人、中学校487人、高等学校199人、盲・聾・養護学校68人で、それ以前の有資格者と合わせると小学校1,152人、中学校517人、高等学校202人、盲・聾・養護学校90人が司書教諭の有資格者として認められています。(平成15年8月現在)
- ・ 学校図書館法の改正により平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必ず配置されるようになりました。県教育委員会では、「司書教諭に関する参考資料^{*18}」を作成・配布し、各学校における司書教諭の役割について理解を図りました。また、平成12年度から実施してきた司書教諭発令者研修を平成15年度からは悉皆にし、研修の充実に努めています。
- ・ 学校図書館の諸事務を担当する職員(高等学校では主として学校司書、小中学校では学校図書館司書、学校図書館補助員等の呼称で、学校図書館の諸事務に従事している常勤又は非常勤の職員。以下「いわゆる学校司書」という。)は、本県の公立高等学校では、94%の学校に配置されていますが、公立小中学校では、小学校27%、中学校25%(平成15年度学校教育の改善・充実に関する調査：静岡県教育委員会)であり、まだ十分とは言えません。

<施策の方向>

(ア) 司書教諭の授業時数の軽減等

司書教諭がその職責を十分果たせるよう他の教職員の司書教諭の職務に対する理解を促し、授業時数の軽減、学級担任外が望ましいこと、

司書教諭に関する参考資料^{*18}

：平成15年3月、県教育委員会が各市町村教育委員会及び各学校に送付した資料。巻末の参考資料参照。

司書教諭と担当教員とのチームティーチングの実施等を働きかけていきます。

(1) 司書教諭の配置促進

11学級以下の学校においても、学校の実情に応じて司書教諭が配置されるよう促します。

(ウ) いわゆる学校司書の全校配置の促進

小・中学校でいわゆる学校司書の全校配置が促進されるよう、積極的に市町村に働きかけていきます。

(I) 研修等の充実

学校図書館担当職員（司書教諭並びにいわゆる学校司書等）の研修等の充実に努め、職員の資質の向上を図ります。

ウ 家庭・地域との連携

<現状・課題>

- ・ 学校が生涯学習センターとしての機能を一層發揮していく中で、保護者や地域住民と連携した学校図書館運営が期待されています。
- ・ 県内で学校図書館ボランティアの協力を得ている公立学校の割合は、小学校 53%、中学校 30%、高等学校 28%、盲・聾・養護学校 43%であり、そのボランティアの数は 6,000 人を越えています。（平成 14 年度実績）
- ・ 県内で学校図書館を地域住民に開放している公立学校の割合は、小学校 12%、中学校 5%、高等学校 5%、盲・聾・養護学校 19%です。（平成 14 年度実績）
- ・ 家庭において、親が子どもに読み聞かせをしたり子どもと一緒に読書をしたりするなど、親子読書の勧めを行っている学校も増えてきています。

<施策の方向>

(ア) 図書館職員、ボランティアとの連携

司書教諭等を中心に、公立図書館職員、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の活性化を図るとともに、読み聞かせ等を充実することを促します。

(1) 先進的な事例の紹介

親子読書等の先進的な事例を様々な機会に紹介します。

(ウ) 学校図書館の適切な開放

小・中・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への適切な開放が進むよう促します。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが本と出会い、読書活動の楽しさを体験することができるようにするため、障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実を図るとともに、読書に集中できる環境を整備することが必要です。

ア 読書指導の充実

<現状・課題>

- ・ 盲・聾・養護学校では、一人一人の子どもの障害や発達段階に応じた教育を重視しています。
- ・ 子どもたちは、学習の資料を求めたり、休み時間に興味のある本を手に取ったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、いろいろなスタイルで本と関わっています。
- ・ 朝読書は、盲・聾・養護学校では、発達段階に応じて時間を設けています。盲学校や聾学校では始業前に時間を設けて取り組んでいますが、知的障害養護学校では、学校全体で一律に読書の時間を設けて取り組むことは難しいため、授業中や休み時間を工夫して取り組んでいます。
- ・ 盲・聾・養護学校の図書館に携わる教職員の研修の機会は、小・中学校の司書教諭発令者研修、学校図書館活用フォーラムがありますが、障害のある子どもに対する読書指導や図書館活用についての研修の機会は、設けていません。

<施策の方向>

(ア) 研修の充実

図書館に携わる教職員の研修の充実を図ります。

(イ) 教職員の図書館活動に対する理解と連携体制の整備

司書教諭等を中心に校内における教職員の図書館活動に対する理解を深めるとともに連携のための体制を整えます。

(ウ) 障害の状態に応じた読書活動の体験

障害の状態に応じた教育活動（領域・教科を合わせた指導、国語等の教科の指導、総合的な学習の時間での指導等）を展開する中で、子どもが読書活動の体験ができるようにします。

(エ) 朝読書等の推進

朝読書や読み聞かせ等の活動を推進します。

イ 学校図書館等の整備・充実

<現状・課題>

- ・ 養護学校等では、各教室や廊下などに図書コーナーを設けて子どもたちに近いところに本を置くことで、障害や発達の状態に応じて本と親しめる環境づくりに配慮しています。
- ・ 盲・聾・養護学校では、保護者や地域のボランティアの協力を得て読み聞かせの活動に取り組んでいます。
- ・ ボランティアの協力を得て、点字本、拡大写本、字幕付きビデオ等の充実に取り組んでいます。
- ・ 盲・聾・養護学校すべての校種で、障害や発達段階に応じた図書資料等が、現状では十分ではありません。また、読書に集中できる図書館環境の整備も求められています。

<施策の方向>

(ア) 障害の状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障害の状態や発達段階に応じた図書資料等（点字本、拡大写本、録音図書、絵本、字幕付きビデオ等）の充実を図ります。

(イ) 読書環境の整備

読書環境の整備（場所や空間の確保、書棚の高さの工夫、図書情報検索システムの導入、介助者の協力等）を図ります。

(ウ) ボランティア等との連携

学校と保護者や地域のボランティア等との連携を深めます。

努力目標

目標項目	2003 年	2010 年
朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合	小学校 98% 中学校 98% 高等学校 59% 盲聾養護学校 70% (2002 年度)	100%
1 か月の目標読書冊数	小学生 7.7 冊 中学生 2.8 冊 高校生 1.6 冊 (1 か月間の平均読書冊数)	小学生 8 冊以上 中学生 3 冊以上 高校生 2 冊以上
図書標準を達成している学校数の割合	小学校 50% 中学校 41% (2002 年度)	100%
いわゆる学校司書を配置している学校数の割合	小学校 27% 中学校 25% 高等学校 94%	100%

4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館間の連携

<現状・課題>

- ・ 県立中央図書館を中心に、公立図書館間の情報ネットワーク、物流ネットワークを構築して連携を深めていますが、情報化の進展に伴い、新たな対応が求められています。
- ・ たとえば、これまで、資料の相互貸借情報は、県内市町村立図書館間のインターネット掲示板やインターネットで蔵書検索ができる図書館を個々にあたることによって得ていましたが、今後は、インターネットを利用した一層簡便で効率的なネットワークシステム化が望されます。
- ・ また、県内図書館間の相互貸借の資料数は、今後、一層の増加が見込まれることから、新たな搬送方法の検討が必要です。
- ・ 県内の図書館職員の研修や連絡調整は、県立中央図書館と静岡県図書館協会が連携して実施しています。今後も、図書館利用者の多様化したニーズに対応するため、きめ細かい職員研修を実施することが必要です。

<施策の方向>

(ア) 図書館間の情報ネットワーク化の推進

県内の図書館等の蔵書情報が一括して検索できるシステムを構築し、図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。

(イ) 情報交換や運営相談の実施

県立中央図書館の職員が市町村立図書館を巡回することにより、情報交換や図書館の運営相談を行います。

(ウ) 資料搬送網の整備

インターネットを利用した、各家庭や職場での蔵書検索が普及すると、県内図書館間の資料の相互貸借が量的に拡大するばかりでなく、資料入手までの迅速な対応も求められるため、より速く効率的な搬送網の整備を検討します。

(エ) 研修の充実

市町村立図書館及び関連機関と協力し、館長をはじめ経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

(オ) 計画的な研修交流

職員の資質・能力の向上を図るため、県立中央図書館と市町村立図書館及び大学・学校図書館間の定期的な研修交流に努めます。

(カ) 子どものレファレンス事例のデータベース化

県立中央図書館、市町村立図書館が連携、協力して、子どものレファレンス^{*19}事例をデータベース化し、各館におけるレファレンスサービスの向上を図ります。

(2) 学校図書館と公立図書館の連携

<現状・課題>

- ・ 公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館の利用の急増に伴い、事前の連絡不足など連携における課題が指摘されています。定期的な情報交換の場を設けている地域もありますが、現状では多くありません。
- ・ 学校図書館資源共有型モデル地域（細江町、豊岡村、浅羽町、吉田町の4地区）では、学校図書館等をネットワーク化した図書資料等の検索及び貸借・流通システムの研究を進めています。（再掲）

<施策の方向>

(ア) 公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用

公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンス機能の利用を一層促します。

(イ) 定期的な連絡会等の実施

調べ学習等における地域の公立図書館と学校図書館との連携を推進するため、定期的な連絡会等の実施を促します。

(ウ) 合同研修会の開催

学校図書館担当職員（司書教諭並びにいわゆる学校司書等）と公立図書館の司書との合同研修会を開催し、情報交換や専門的技能の向上を図ります。

(I) 県立中央図書館の職員の専門的な助言

各学校の要請に応じて、県立中央図書館の職員が専門的な助言を行います。

(オ) 先進的な連携事例の紹介

各学校、各図書館に学校図書館資源共有型モデル地域事業（平成13年～15年）の成果を広め、図書資料等の有効活用を促します。（再掲）

レファレンス^{*19}

：図書館が行う利用者サービスの一つで、利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務。

(カ) 学校図書館、公立図書館が連携した取組の展開

学校図書館、公立図書館が連携し、読書週間及び「子ども読書の日」等の取組を展開するよう働きかけます。

(3) その他関係図書館間等の連携

<現状・課題>

- 平成14年5月、国際子ども図書館が開館し、レファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出などのサービスが実施されています。
- 県内の大学や教育機関では、子どもの読書活動について研究を行っているところもあり、連携を図っていく必要があります。

<施策の方向>

(ア) 国際子ども図書館の周知

県内公立図書館、学校図書館に、国際子ども図書館のサービスの周知を図ります。

(イ) 公立図書館、学校図書館と県内の大学、教育機関等の連携

県内公立図書館、学校図書館と県内の大学、県総合教育センター等がレファレンス等で連携協力できるようなネットワークづくりに努めます。

5 啓発・広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

<現状・課題>

- 各学校や各図書館では、その地区の子どもの読書活動に関する情報（実態調査、イベント情報、ブックリスト等）の収集・提供に努めていますが、地区内にとどまっています。
- 県においても、子どもの読書活動に関する情報収集・提供に努めていますが、県の各関係部局の情報、各市町村の情報をまとめて提供するシステムが十分とはいえません。

<施策の方向>

(ア) ホームページを活用した情報提供

県の各関係部局、各市町村が収集した子どもの読書活動に関する情報を、ホームページを活用して広く提供していきます。

(イ) 学校、図書館、地域活動団体を通じての情報提供

学校、図書館、地域活動団体を通じて、保護者、一般県民への子どもの読書活動に関する情報を提供します。

(ウ) ブックリストの作成

県内の子どもが興味を持って活用できるブックリストを作成します。

(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

<現状・課題>

- 各図書館や各学校では、読書週間及び「子ども読書の日」等における関連イベントで読み聞かせやブックトーク等を実施し、子どもの関心を高めるような様々な取組を実施しています。
- 子ども読書年（平成12年）に開催した静岡県子ども読書フェスティバルはそれ以降も継続して開催され、県民への啓発・広報の役割を果たしています。
- 静岡県図書館大会では、図書館関係者、教員、読み聞かせボランティア等毎年約1,000人が集まり、情報交換、研修に努めています。

<施策の方向>

(ア) 読書週間及び「子ども読書の日」を通じての啓発・広報

読書週間及び「子ども読書の日」に関連して、学校や図書館、読み聞かせボランティア団体等と連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報を一層推進します。

(イ) 読書関連イベントを通じての啓発・広報

- 静岡県子ども読書フェスティバル、静岡県図書館大会等のイベントを通じて県民への啓発・広報を図ります。
- 全県の子どもの読書活動を推進する関係者を対象に、新たな読書フォーラム等を開催します。

努力目標

目標項目	2003年	2010年
読書週間・「子ども読書の日」等に読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小学校 中学校 高等学校 盲聾養護学校 公立図書館	- - - - -

第3章 推進・支援体制の整備等

1 県における推進・支援体制の整備

<現状・課題>

- ・ 本県では、県の教育計画「『人づくり』2010 プラン」において、地域の子どもの読書習慣づくりの推進のため、小学校区単位の読み聞かせ活動の実施率 100%をめざすこと、教養教育の基盤となる国語力向上対策の推進のため、公立学校における朝読書、読み聞かせ等の実施率 100%をめざすことを目標に取り組んでいます。
- ・ また、平成 13 年度から家庭・学校・地域が一体となって子どもの読書習慣づくりを推進する「子どもの読書習慣づくり総合推進事業」を展開し、読み聞かせボランティアの養成とともに、そのネットワークづくりを推進しています。
- ・ 平成 14 年度には、「静岡県子どもの読書活動支援連絡協議会」を設け、学校、ボランティア、公立図書館の連携を促進するための協議を行い、読み聞かせ活動における留意点や対応をまとめた「読み聞かせ活動の手引き - 学校と図書館とボランティアの連携 - 」を作成・配布し、ボランティア等の参加の促進に役立てています。

<施策の方向>

(ア) 市町村との連携

この推進計画を策定後、市町村への説明会を実施し、各市町村独自の子どもの読書活動を推進する計画づくりを促すとともに、市町村と連携して本計画の推進を図ります。

(イ) 「静岡県子ども読書活動推進会議」の定期的な開催

平成 15 年度に設置した「静岡県子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、新たな施策を検討します。

(ウ) 推進計画の評価と見直し

この推進計画は、2010 年までの計画推進期間の中間時点で評価と見直しを行います。

努力目標

目標項目	2003 年	2007 年
「子ども読書活動推進計画」を策定した市町村数の割合	0%	100%

2 出版、書籍販売業界等との連携

<現状・課題>

- ・ 出版関係団体では、「サン・ジョルディの日^{*20}」「第4土曜日は子どもの本の日」「全国訪問おはなし隊」「おはなしマラソン」「ブックトークキャラバン」などの独自の読書推進運動を展開しています。
- ・ 新刊図書の出版点数は年々増加しており、子どもの本の選書が難しくなってきています。一方で、絶版となる絵本も多く、現在では手に入らない絵本も数多くあります。

<施策の方向>

(ア) 業界との協働

業界や関係機関等との調整や連携を進めながら、協働によって読書活動の振興に努めています。

(1) 新たな図書情報提供システムの研究

業界や関係機関等と連携して、読者の書評を集めるなど求める本の情報がより詳しくわかるような新たな図書情報提供システムを研究します。

(ウ) 絶版絵本等の復刊助成等

県内作家の絶版絵本等については、図書館等の要請に応じて、復刊のための助成制度や複製本の作成のための協力要請（著作権放棄等）などを検討します。

3 マスコミ等との連携

<現状・課題>

- ・ テレビ等が子どもの読書時間を減らすという見方もありますが、テレビドラマや映画に感動して原作を手にとって読み、本の楽しさを知っていく子どももいます。
- ・ 静岡県各地の民話を放送するラジオ番組がありますが、そこには読み聞かせボランティアが協力しています。
- ・ 各新聞社では「読書」のページを大きく設け、子どもの本の広報など読書啓発を行っています。

サン・ジョルディの日^{*20}

: 4月23日。親しい人に気持ちをこめて、本や花を贈り合うスペインのカタルーニャ地方の伝統の日。普通は男性から女性に花を、女性から男性に本を贈る。親子や友人どうしでもプレゼントする。

<施策の方向>

(ア) 番組の原作や参考文献等の紹介

テレビ、ラジオ番組の放送や新聞・雑誌等の広報の中で、番組の原作や参考文献等の紹介が一層効果的に展開されるよう働きかけていきます。

(イ) 名作児童図書の番組化等

テレビ・ラジオ局へは名作児童図書や静岡県の民話などの番組化、各新聞社へは子どもも読める小説等の掲載を働きかけていきます。

(ウ) 読書関連イベント等の広報

読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書関連イベント等の広報を、マスコミに対して積極的に働きかけていきます。

4 施策の実施に向けて

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

努力目標一覧

県内のすべての子どもたちの読書環境を整備することを第一の目的として、次の目標項目について、県、市町村が一体となって進むべき方向を数値で示しました。

目標項目	2003年	2010年
図書館を設置している市町村数の割合	74% (2003年4月)	100%
県内市町村立図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	5.2冊 (2003年3月末)	7冊以上
県内市町村立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	11.2冊 (2002年度)	14冊以上
読書ボランティア養成人数	3,115人 (2003年3月末)	10,000人
朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合	小学校 98% 中学校 98% 高等学校 59% 盲聾養護学校 70% (2002年度)	100%
1か月の目標読書冊数	小学生 7.7冊 中学生 2.8冊 高校生 1.6冊 (1か月間の平均読書冊数)	小学生8冊以上 中学生3冊以上 高校生2冊以上
図書標準を達成している学校数の割合	小学校 50% 中学校 41% (2002年度)	100%
いわゆる学校司書を配置している学校数の割合	小学校 27% 中学校 25% 高等学校 94%	100%
読書週間・子ども読書の日等に読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小学校 - 中学校 - 高等学校 - 盲聾養護学校 - 公立図書館 -	100%
「子ども読書活動推進計画」を策定した市町村数の割合	0%	100% (2007年まで)

「静岡県子ども読書活動推進計画」の体系と取組

静岡県子ども読書活動推進計画

		(取組の内容等)	(所管)
家庭における子どもの 読書活動の推進	子ども読書ガイドブックの作成	社会教育課	
	子育て支援テレビ番組での啓発	社会教育課	
	「お父さんの子育て手帳」「家庭教育手帳」等の配布による啓発	社会教育課	
	P T A 等各団体への啓発	社会教育課	
地域における子どもの 読書活動の推進	市町村立図書館運営支援、図書館未設置町村訪問	県立中央図書館	
	子ども図書研究室の設置	県立中央図書館	
	公立図書館職員研修の実施	県立中央図書館	
	児童図書資料等の充実	県立中央図書館	
	「一日えほんとしょかん」の実施	県立中央図書館	
学校における子どもの 読書活動の推進	県民カレッジにおける読み聞かせボランティア養成講座の開催	社会教育課	
	学校図書館活性化モデル事業の実施	高校・義務・社会教育課	
	学校図書館の活性化実践事例の紹介	高校・義務・養護・社会教育課	
	司書教諭研究推進校を中心とした研修会の実施	義務教育課	
	司書教諭発令者研修会の開催	義務・養護教育課	
図書館間等の連携による 子どもの読書活動の 推進	国語力向上モデル事業の実施(国の事業)	義務・高校教育課	
	学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の実施(国の事業)	義務教育課	
	読書量調査の実施	高校・義務・養護教育課	
	各学校等への指導・働きかけ(図書資料等の充実、朝読書等の実施、司書教諭の授業時数の軽減、11学級以下の学校への司書教諭の配置、学校司書の配置、管理職への理解の促進)	高校・義務・養護教育課	
	公立図書館間の情報ネットワーク化の推進	県立中央図書館	
啓発広報等の推進	学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の実施(国の事業)	義務教育課	
	静岡県読書推進フォーラム(仮称)の開催	社会教育課	
	子ども読書活動推進ホームページによる情報提供	社会教育課	
	マスコットシンボルマーク、標語、啓発ポスター等の作成	社会教育課	
	ブックリストの作成	社会教育課	
推進支援体制の整備	静岡県図書館大会の開催	県立中央図書館	
	読書活動推進会議(仮称)の開催	社会教育課	
	市町村の「子ども読書活動推進計画」策定の支援	社会教育課	

1 平成 15 年度静岡県の公立図書館等一覧

県立・市立図書館

No.	館名	電話番号	郵便番号	所在地	FAX
1	静岡県立中央図書館	054-262-1246	422-8002	静岡市谷田53-1	054-264-4268
2	下田市立図書館	0558-22-0352	415-0024	下田市4-7-16	0558-22-5174
3	伊東市立伊東図書館	0557-36-7433	414-0032	伊東市音無町5-14	0557-36-4166
4	熱海市立図書館	0557-86-6591	413-8550	熱海市中央町1-29	0557-86-6593
5-1	三島市立図書館	055-983-0880	411-0035	三島市大宮町1-8-38	055-983-0876
5-2	三島市立図書館中郷分館	055-982-5102	411-0816	三島市梅名353-1	055-982-5103
6	御殿場市立図書館	0550-82-0391	412-0042	御殿場市萩原580-2	0550-82-0382
7-1	裾野市立鈴木図書館	055-992-2342	410-1127	裾野市平松495	055-992-2373
7-2	裾野市民文化センター図書室	055-993-9305	410-1117	裾野市石脇586	055-993-9305
8	沼津市立図書館	055-952-1234	410-8533	沼津市三枚橋町9-1	055-952-1219
9-1	富士市立中央図書館	0545-51-4946	417-8515	富士市永田北町3-7	0545-51-7135
9-2	富士市立西図書館	0545-64-2110	416-0906	富士市本市場297-7	0545-64-2110
9-3	富士市立東図書館	0545-38-1550	417-0847	富士市比奈1447-1	0545-34-4113
9-4	富士市立富士文庫	0545-72-1612	419-0202	富士市久沢797-1	0545-72-1775
10-1	富士宮市立中央図書館	0544-26-5062	418-0067	富士宮市宮町13-1	0544-26-1284
10-2	富士宮市立西富士図書館	0544-54-2020	418-0103	富士宮市上井出632-1	0544-54-2277
11-1	静岡市立静岡中央図書館	054-247-6711	420-0884	静岡市大岩本町29-1	054-247-9971
11-2	静岡市立追手町図書館	054-251-1868	420-0853	静岡市追手町5-1	054-251-9217
11-3	静岡市立藁科図書館	054-278-4100	421-1215	静岡市羽鳥85-1	054-278-4200
11-4	静岡市立南部図書館	054-288-2151	422-8074	静岡市南八幡町3-1	054-288-4045
11-5	静岡市立西奈図書館	054-265-2556	420-0911	静岡市瀬名2-32-43	054-265-2558
11-6	静岡市立長田図書館	054-259-7878	421-0132	静岡市上川原13-1	054-259-6400
11-7	静岡市立北部図書館	054-653-1817	420-0949	静岡市与一6-17-10	054-653-1819
11-8	静岡市立清水中央図書館	0543-54-1331	424-0839	静岡市清水入江岡町15-23	0543-54-0677
12	焼津市立図書館	054-628-2334	425-0071	焼津市三ヶ名1550	054-626-5361
13	藤枝市立図書館	054-643-3489	426-0025	藤枝市藤枝5-19-1	054-644-8448
14	島田市立図書館	0547-36-7226	427-0042	島田市中央町5-1	0547-37-3469
15	掛川市立中央図書館	0537-24-5921	436-0079	掛川市掛川1148-1	0537-23-6183
16	磐田市立図書館	0538-32-5254	438-0086	磐田市見付3599-5	0538-32-5154
17	袋井市立図書館	0538-42-5325	437-0027	袋井市高尾町19-1	0538-45-0569
18	天竜市立図書館	0539-26-1244	431-3314	天竜市二俣町二俣184-32	0539-25-7669
19	浜北市立図書館	053-586-8200	434-0038	浜北市貴布祢3000番地	053-586-8203
20	湖西市立図書館	053-576-4351	431-0441	湖西市吉美3219-1	053-576-1100
21-1	浜松市立中央図書館	053-456-0234	430-0947	浜松市松城町214-21	053-453-2324
21-2	浜松市立南図書館	053-452-1655	432-8033	浜松市海老塚2-25-17	053-455-1502
21-3	浜松市立城北図書館	053-474-1725	432-8004	浜松市文丘町30-28	053-474-1725
21-4	浜松市立西図書館	053-456-3379	432-8038	浜松市西伊場町52-17	053-456-3379
21-5	浜松市立積志図書館	053-435-0744	431-3114	浜松市積志町1819	-
21-6	浜松市立東図書館	053-464-2081	435-0015	浜松市子安町309-1	-
21-7	浜松市立北図書館	053-436-6646	433-8114	浜松市葵東1-15-1	053-436-5932
21-8	浜松市立南陽図書館	053-426-1000	430-0825	浜松市下江町462	-
21-9	浜松市立可新図書館	053-449-1001	432-8063	浜松市小沢渡町1142-1	053-449-1002

町村立図書館（条例制定）

No.	館名	電話番号	郵便番号	所在地	FAX
22	東伊豆町立図書館	0557-22-1111	413-0302	賀茂郡東伊豆町奈良本908-8	0557-22-1505
23	河津町立文化の家	0558-34-1115	413-0512	賀茂郡河津町 笹原226-1	0558-34-0295
24	南伊豆町立図書館	0558-62-7100	415-0304	賀茂郡南伊豆町加納791-1	0558-62-1402
25	伊豆長岡町立図書館	055-988-1480	410-2211	田方郡伊豆長岡町長岡1298-2	055-988-1480
26	修善寺図書館	0558-72-9868	410-2413	田方郡修善寺町小立野66-1	0558-72-9875
27	戸田村立図書館	0558-94-4420	410-3402	田方郡戸田村戸田845-2	0558-94-4455
28	土肥町立図書館	0558-98-3109	410-3302	田方郡土肥町土肥670-2	0558-98-3355

No.	館名	電話番号	郵便番号	所在地	F A X
29	葦山町立図書館	055-949-8605	410-2123	田方郡葦山町四日町772	055-949-8603
30	大仁町立図書館	0558-76-5566	410-2315	田方郡大仁町田京167-7	0558-76-5757
31	清水町立図書館	055-973-0351	411-0903	駿東郡清水町堂庭49	055-976-0976
32	長泉町民図書館	055-988-7801	411-0943	駿東郡長泉町下土狩1283-11	055-988-7802
33	小山町立図書館	0550-76-4270	410-1321	駿東郡小山町阿多野130	0550-76-5910
34	蒲原町立図書館	0543-88-3456	421-3211	庵原郡蒲原町新田1-22-22	0543-88-3470
35	大井川町立図書館	054-622-9000	421-0292	志太郡大井川町宗高909-1	054-622-9595
36	吉田町立図書館	0548-33-3434	421-0303	榛原郡吉田町片岡404	0548-33-2300
37	相良町図書館	0548-53-2624	421-0592	榛原郡相良町相良275	0548-52-0146
38	大須賀町立図書館	0537-48-5269	437-1304	小笠郡大須賀町西大渕63-2	0537-48-5269
39	浜岡町立図書館	0537-86-8181	437-1612	小笠郡浜岡町池新田5560	0537-86-8183
40	小笠町立図書館	0537-73-1132	437-1514	小笠郡小笠町下平川1647	0537-73-1133
41	菊川町立図書館菊川文庫	0537-36-2220	439-8650	小笠郡菊川町堀之内61	0537-36-2220
42	森町立図書館	0538-85-1113	437-0215	周智郡森町森1485	0538-84-0030
43	春野町立図書館	0539-89-1119	437-0604	周智郡春野町宮川1327-1	0539-83-0022
44	浅羽町立図書館	0538-23-6801	437-1102	磐田郡浅羽町浅名976-1	0538-23-6801
45	福田町立図書館	0538-58-3300	437-1203	磐田郡福田町福田1552-1	0538-59-1911
46	竜洋町立図書館	0538-66-7788	438-0231	磐田郡竜洋町豊岡6605-3	0538-66-7789
47	豊田町立図書館	0538-36-1711	438-0831	磐田郡豊田町上新屋304	0538-36-1713
48	龍山村図書館	0539-68-0331	431-3801	磐田郡龍山村瀬尻982-2	0539-68-0333
49	佐久間町立図書館	0539-65-1682	431-3901	磐田郡佐久間町佐久間2431-3	0539-65-1682
50	舞阪町立図書館	053-592-7000	431-0211	浜名郡舞阪町舞阪2668-56	053-592-8425
51	新居町立図書館	053-594-3155	431-0302	浜名郡新居町新居250-5	053-594-3604
52	雄踏町立図書館	053-596-5522	431-0102	浜名郡雄踏町宇布見8287	053-596-5533
53	細江町立図書館	053-527-0185	431-1305	引佐郡細江町気賀4579-1	053-527-0022
54	引佐町立図書館	053-542-2118	431-2212	引佐郡引佐町井伊谷610-2	053-542-3320
55	三ヶ日町立図書館	053-528-0151	431-1404	引佐郡三ヶ日町宇志799-1	053-528-0150

町村立図書館、公民館図書室等（条例未制定）

No.	館名	電話番号	郵便番号	所在地	F A X
56	松崎町立図書館	0558-42-3972	410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-54-0025
57	西伊豆町田子公民館図書室	0558-53-0100	410-3515	賀茂郡西伊豆町田子2640-1	0558-54-2010
58	賀茂村中央公民館図書室	0558-56-0211	410-3502	賀茂郡賀茂村安良里97-2	0558-54-4004
59	函南町中央公民館図書室	055-979-1733	419-0122	田方郡函南町上沢81	055-979-1744
60	中伊豆町中央公民館図書室	0558-83-5208	410-2592	田方郡中伊豆町八幡500-1	0558-83-5016
61	天城湯ヶ島町立図書館天城文庫	0558-85-2611	410-3205	田方郡天城湯ヶ島町市山558-1	0558-85-1878
62	芝川町中央図書館	0544-65-0402	419-0315	富士郡芝川町長貫1211-1	0544-65-2433
63	富士川町中央公民館図書室	0545-81-2333	421-3305	庵原郡富士川町岩渕855-39	0545-81-0203
64	由比町中央公民館図書室	0543-76-0511	421-3104	庵原郡由比町北田457-1	0543-76-0522
65	町民センターおかべ図書室	054-667-3755	421-1131	志太郡岡部町内谷601-3	054-667-3985
66	御前崎町中央公民館図書室	0548-63-3828	421-0601	榛原郡御前崎町御前崎6185-1	0548-63-5549
67	榛原町民文化センター図書室	0548-23-0002	421-0495	榛原郡榛原町静波447-1	0548-23-0092
68	金谷町中央公民館図書室	0547-45-5216	428-8650	榛原郡金谷町金谷河原3400	0547-45-4230
69	川根町民文化会館図書室	0547-53-3511	428-0104	榛原郡川根町家山1173-1	0547-53-4188
70	中川根町山村開発センター図書室	0547-56-2230	428-0313	榛原郡中川根町上長尾627	0547-56-2235
71	本川根町民文化会館図書室	0547-59-3106	428-0414	榛原郡本川根町藤川909-1	0547-59-3293
72-1	大東町北公民館図書室	0537-74-2200	437-1434	小笠郡大東町下土方260-1	0537-63-2039
72-2	大東町農村環境改善センター図書室	0537-72-5028	437-1412	小笠郡大東町千浜4002	0537-63-3057
73	豊岡村図書室	0539-62-3210	438-0115	磐田郡豊岡村上神増245-2	0539-63-0101
74	水窪町文化会館図書室	0539-82-0013	431-4101	磐田郡水窪町奥領家3274-1	0539-82-0022

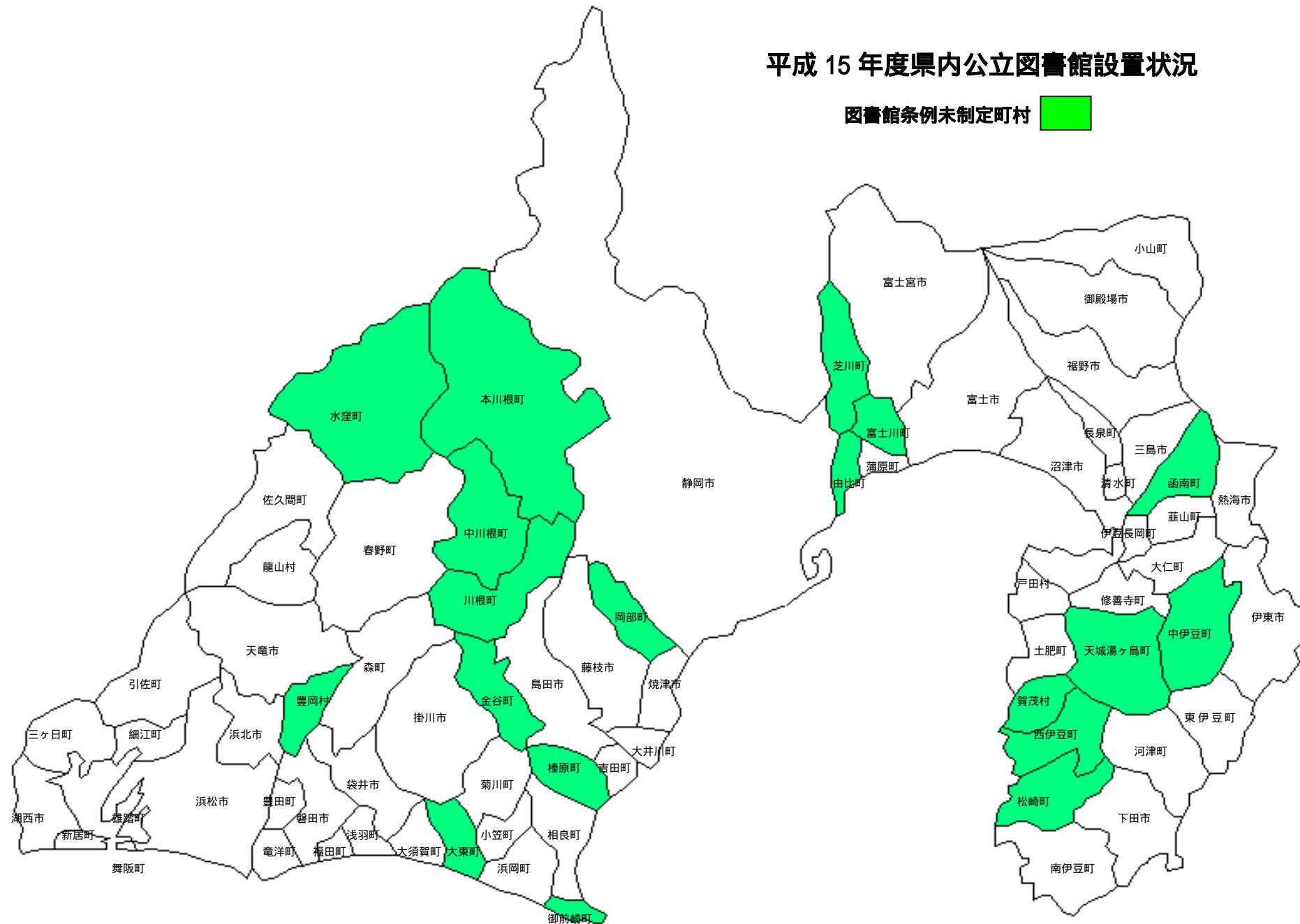
2 静岡県内の公立図書館等の現状

	市	町村(条例制定)	町村(条例未制定)
図書館設置 (H.15.4)	20/20(100%)	34/53(64%)	
館内電算システム導入 (H.15.4)	20/20(100%)	29/34 (85%)	9/19(47%)
インターネットに蔵書を公開 (H.15.4)	10/20 (50%)	9/34 (26%)	1/19 (5%)
蔵書冊数 (総数)	7,264 千冊	2,419 千冊	422 千冊
蔵書冊数 (児童書)	1,672 千冊	643 千冊	145 千冊
貸出資料数 (総数)	13,745 千冊	3,979 千冊	345 千冊
貸出資料数 (児童書)	3,855 千冊	1,250 千冊	157 千冊
専任職員の割合 (H.15) (H. 9) (H. 4)	365 人/846 人 366 人/736 人 308 人/466 人	43% 50% 66%	(静岡県の図書館より)
専任職員の内司書有資格者の割合 (H.15) (H. 9) (H. 4)	157 人/365 人 201 人/366 人 178 人/308 人	43% 55% 58%	(静岡県の図書館より)
ブックスタート実施 (H.15.9)	22 市町で実施	(この他 3 市町では類似方法により実施)	

「平成 15 年静岡県の図書館」より

平成 15 年度県内公立図書館設置状況

図書館条例未制定町村



3 学校図書館の現状に関する調査結果（平成15年8月調査）等

（1）全校一斉読書活動に関する状況（平成14年度実績）

ア 実施状況

		学校数合計	全校一斉の読書活動を実施している学校数	割合	始業前に実施している学校数	割合	授業中に実施している学校数	割合	昼休み・放課後に実施している学校数	割合	その他	割合
小学校		537	525	98%	450	84%	36	7%	13	2%	52	10%
中学校		273	267	98%	250	92%	7	3%	7	3%	10	4%
高等学校		105	62	59%	51	49%	2	2%	1	1%	8	8%
盲学校	小学部	3	3	100%	2	67%	0	0%	1	33%	0	0%
	中学部	3	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%	0	0%
	高等部	3	2	67%	2	67%	0	0%	0	0%	0	0%
聾学校	小学部	3	2	67%	2	67%	0	0%	0	0%	0	0%
	中学部	2	2	100%	2	100%	0	0%	1	50%	0	0%
	高等部	1	1	100%	1	100%	1	100%	1	100%	0	0%
養護学校	小学部	13	9	69%	2	15%	2	15%	4	31%	2	15%
	中学部	13	9	69%	2	15%	2	15%	4	31%	2	15%
	高等部	12	6	50%	2	17%	1	8%	3	25%	1	8%

実施頻度

		毎日実施	割合	週に数回程度実施	割合	週に1回実施	割合	月に数回程度実施	割合	その他	割合
小学校		99	18%	231	43%	148	28%	21	4%	26	5%
中学校		193	71%	55	20%	3	1%	3	1%	13	5%
高等学校		40	38%	3	3%	1	1%	0	0%	18	17%
盲学校	小学部	1	33%	0	0%	2	67%	0	0%	0	0%
	中学部	2	67%	0	0%	1	33%	0	0%	0	0%
	高等部	1	33%	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%
聾学校	小学部	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%
	中学部	1	50%	0	0%	1	50%	0	0%	0	0%
	高等部	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
養護学校	小学部	2	15%	0	0%	1	8%	2	15%	4	31%
	中学部	2	15%	0	0%	1	8%	2	15%	4	31%
	高等部	1	8%	0	0%	1	8%	2	17%	2	17%

（2）必読書・推薦図書等の設定状況、ボランティア等の協力状況（平成14年度実績）

		必読書・推薦図書等を定めている学校数	割合	ボランティア等の協力を得ている学校数	割合
小学校		224	42%	286	53%
中学校		72	26%	81	30%
高等学校		61	58%	29	28%
盲学校	小学部	1	33%	3	100%
	中学部	1	33%	3	100%
	高等部	1	33%	0	0%
聾学校	小学部	1	33%	0	0%
	中学部	1	50%	0	0%
	高等部	1	100%	0	0%
養護学校	小学部	2	15%	6	46%
	中学部	2	15%	6	46%
	高等部	2	17%	5	42%

(3) 公共図書館等との連携（平成 14 年度実績）

		公共図書館等との連携を実施している学校数	割合	図書館資料の貸借	割合	学校との定期的な連絡会	割合	公共図書館の司書等の巡回訪問	割合	その他	割合
小学校		318	59%	273	51%	59	11%	40	7%	51	9%
中学校		101	37%	82	30%	26	10%	6	2%	13	5%
高等学校		16	15%	9	9%	3	3%	0	0%	4	4%
盲学校	小学部	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%
	中学部	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%
	高等部	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%
聾学校	小学部	1	33%	1	33%	0	0%	0	0%	0	0%
	中学部	1	50%	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%
	高等部	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
養護学校	小学部	3	23%	1	8%	0	0%	1	8%	1	8%
	中学部	3	23%	2	15%	0	0%	1	8%	1	8%
	高等部	1	8%	1	8%	0	0%	0	0%	1	8%

(4) 学校図書館の蔵書等の整備状況、地域住民への開放（平成 14 年度実績）

	学校数合計	14年度末蔵書冊数	1校当たりの14年度末蔵書冊数	図書標準達成学校数	割合	図書購入費が地方交付税措置額を上回っている自治体数	割合	蔵書をDB化している学校数	割合	学校図書館を地域住民に開放している学校数	割合
小学校	537	4,417,537	8,226	269	50%	59	81%	234	44%	63	12%
中学校	272	2,675,067	9,835	112	41%	40	55%	102	38%	13	5%
高等学校	105	2,537,501	24,167	-	-	-	-	82	78%	5	5%
盲学校	3	45,186	15,062	-	-	-	-	2	67%	2	67%
聾学校	3	29,809	9,936	-	-	-	-	1	33%	0	0%
養護学校	13	39,576	3,044	-	-	-	-	1	8%	3	23%

(5) 学校図書館の人的配置状況（平成 15 年 8 月調査等）

	学校数合計	12学級以上の学校数	司書教諭発令数	司書教諭講習参加者数（H.8～H.14）	司書教諭有資格教員数	いわゆる学校司書を配置している学校数	割合
小学校	537	325	358	913	1,152	143	27%
中学校	274	150	178	487	517	69	25%
高等学校	105	94	95	199	202	99	94%
盲学校	小学部	3	0	0	68	90	-
	中学部	3	0	1			-
	高等部	1	0	1			-
聾学校	小学部	3	0	1	68	90	-
	中学部	3	0	2			-
	高等部	1	0	0			-
養護学校	小学部	14	11	12	68	90	-
	中学部	14	9	9			-
	高等部	12	8	8			-

(6) 児童生徒の読書に関するアンケート調査（平成 15 年 6 月調査、全国平均は全国学校図書館協議会等調査）

	1か月の平均読書冊数（平成15年6月1か月間）	全国平均（平成15年5月1か月間）	不読者（平成15年6月1か月間1冊も読まなかった児童生徒）	全国平均（平成15年5月1か月間）
小学校	7.7	8.0	4.3%	9.3%
中学校	2.8	2.8	7.6%	31.9%
高等学校	1.6	1.3	39.5%	58.7%

4 司書教諭に関する参考資料（静岡県教育委員会 平成15年3月）

平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となりました。また、新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することを求めています。さらに、これからの学校図書館には、児童（生徒）が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能があることを指摘しています。

この参考資料は、新学習指導要領の実施を受けつつ、来年度からの司書教諭の発令に向けて、各市町村教育委員会、各学校等で留意すべき事項等について、まとめたものです。

司書教諭に関する参考資料1

静岡県教育委員会

1 司書教諭の活動を支える今後の対策

司書教諭の活動を支え、学校の図書館活動が活性化されるための対策については、以下のことが考えられる。

(1) 県の対策

ア 読書活動推進計画の策定

子どもの読書活動の推進を図るために、子どもの読書活動推進計画を策定する。
(平成15年9月予定)

イ 研修会の実施

司書教諭の発令を受けた者を対象にして研修会を実施し、司書教諭としての役割、実務についての理解を深める。司書教諭の資格を有する者も希望により研修に参加できるように配慮する。

ウ しづおか県民カレッジにおけるボランティアの養成

「図書館ボランティア養成講座」や「読み聞かせ短期講座」等により、学校において司書教諭との連携を図って取り組める人材の養成に努めることで、図書館活動の活性化に資する。

(2) 市町村の対策

ア 学校図書館司書等の配置

近年、市町村において、学校図書館司書等を配置する例が増えてきている。司書教諭と学校図書館司書等が連携することで学校図書館の活性化が一層促進されることが期待できるため、市町村において学校図書館司書等の配置に努めることが考えられる。

イ 学校図書館図書資料の整備・充実

学校図書館整備5か年計画に沿って、地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備が図られるように努める。

ウ 公共図書館と学校図書館との連携

公共図書館と学校図書館とのネットワーク化を図ったり、連絡協議会を設置した

りするなど、連携・協力体制を作るよう努める。

(3) 学校の対策

ア 司書教諭の職務の明確化と配慮

司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員間の連携や理解を促していく。具体的な連携と配慮として以下のことが考えられる。

(ア) 担当時間数

可能な範囲で減免できるよう配慮する。

(例)

- ・ 司書教諭が原則として学校図書館における職務に当たる「図書の時間」を設けるなどして、教育課程において学校図書館活用の時間を位置付ける。
- ・ 「総合的な学習の時間」には、司書教諭が学校図書館において指導に当たるようとする。

(イ) 校務分掌

学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を置いて、学校図書館の活性化を図る。

他の校務分掌の軽減、専任化

可能な範囲で司書教諭の職務に専念できる体制を作る。

(例)

- ・ 学級担任外にしたり、図書主任とは別にしたりする。

イ 司書教諭研修会等への積極的参加

県主催や教育研究会主催の研修会、中部地区学校図書館活用フォーラム、全国図書館大会等に積極的に参加する。

ウ 地域のボランティアとの連携

保護者や地域住民によるボランティア、しづおか県民カレッジの修了生等の協力を得て、図書館活動の活性化を図るように努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。

エ 情報化の推進

学校図書館にコンピュータを整備し、学習情報センター化に努める。

(例)

- ・ 蔵書のデータベース化（貸出し、返却、検索）
- ・ 校内 LAN の整備によるインターネットの利用

オ 公共図書館等との連携

学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

(例)

- ・ 本や資料の借用のシステム化
- ・ 公共図書館司書の授業等での活用

司書教諭に関する参考資料2

静岡県教育委員会

1 学校図書館に関する動向

(1) 国の動向

ア 中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために 次世代を育てる心を失う危機」(平成10年6月30日)

子どもたちに読書を促す工夫を訴え、学校において、子どもが感動する本の用意、読書の楽しさとの出会いの設定、読書を楽しむ子どもの心への共感、学校図書館の「心のオアシス」としての活性化、家庭との連携を求めている。

イ 中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成14年2月21日)

幼・少年期における教養教育として、読書活動の広がりへの期待、司書教諭の配置等、図書館機能の充実の必要性を述べている。また、青年期における教養教育として、若い時期に、優れた書物に向き合うことの大切さを強調している。

ウ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行(平成13年12月12日)

この法律は、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」ことを基本理念としており、4月23日を「子ども読書の日」とし、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを求めている。国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することが規定された。

エ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定(平成14年8月2日)

上記ウに基づき、国の基本計画として策定された。学校図書館等に関して、図書資料等の諸条件の整備・充実、情報化の推進、人的配置の推進が掲げられている。

(2) 本県の動向

ア 「魅力ある教育づくり 21世紀初頭プラン」(平成13年2月)

読書習慣確立のための取組の実施率100%をめざすことがうたわれている。

イ 「教育計画 人づくり2010 プラン」(平成14年9月27日)

魅力ある学校づくりとして、感性を磨き、豊かな心を育て、思考力や表現力をはぐくむ上で大切な読書活動を促進するため、学校図書館の資料の充実や、発達段階や地域の特徴等を踏まえた推薦図書や必読書の選定、司書教諭の配置など、児童生徒の読書環境の整備に努めるとしている。

また、1か月の読書量を、小学生7冊、中学生3冊、高校生2冊以上とすることを目標として掲げている。

2 司書教諭の職務

(1) 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法では、次のように規定されている。

「第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。(以下略)」

(2) 司書教諭の職務

「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議報告」(平成7年8月)では、次のように述べられている。

「司書教諭は、本や読書活動の指導についての専門的知識及び技能を備え、本を親しみ、学校図書館の活用や読書活動の指導における校内の協力体制の中心となることが期待されている。」

また、「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議報告」(平成10年8月 以下「情報化会議報告」という。)では、次のように述べられている。

「学校図書館が学校の情報化の中枢的機能を担っていく必要があることから、今後、司書教諭には、読書指導の充実とあわせ学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められる。司書教諭は、情報化推進のための校内組織と連携をとりながら、その役割を担っていくことが必要である。具体的な役割としては、子供たちの主体的な学習を支援するとともに、チーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助などが考えられる。」

これらから、司書教諭の職務としては、次のようなものがあげられる。

- ・学校図書館の経営計画に関すること
- ・資料の収集、選択、管理に関すること
- ・資料の閲覧、貸出、レファレンス、広報に関すること
- ・教育課程の展開に関すること
- ・学校図書館の利用指導に関すること
- ・読書指導に関すること

(3) 司書教諭と学校図書館担当事務職員(いわゆる学校司書)との役割分担

学校図書館法の改正を受けて出された文部省初等中等教育局長通知「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成9年6月11日 以下「改正施行通知」という。)では、「学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものである」としている。

司書教諭が学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすのに対して、学校図書館担当事務職員は、学校図書館の管理運営面がその役割となる。両者の円滑な役割分担の中で学校図書館の活性化を図る必要がある。

また、学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成9年6月3日)において、「現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮する」とされている。

(4) 司書教諭の任命

「学校図書館法の一部を改正する法律」(平成9年6月11日)によって、学校図書館法第5条の附則第2項中の「当分の間」が「平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間)」に改められた。また、「政令で定める規模以下の学校」については、「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」(平成9年6月11日)によって、「学級の数(中略)が11以下の学校とする。」と規定された。これにより、平成15年度から、12学級以上の規模の学校においては、司書教諭を必ず置くこととなった。

司書教諭の発令に関して、改正施行通知では、次のように留意事項を示している。

「(1) 司書教諭については、(中略)改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。

「(2) 改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かないことができる」とされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。」

(5) 本県における司書教諭の現状

ア 司書教諭の養成

平成8年度から、現職教員を対象に司書教諭講習を実施してきた。これまでの延べ参加人数は、公立小学校 913人、公立中学校 487人、県立高校 199人、県立養護学校 68人である。

イ 司書教諭の発令

静岡県立学校管理規則では、次のように規定している。

「第30条 学校に、司書教諭を置く。ただし、一定の規模以下の学校にあっては、司書教諭を置かないことができる。」

2 司書教諭は、教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の利用に関して連絡調整並びに指導及び助言に当たる。」

この規定の施行期日は、平成15年4月1日である。

平成14年度の発令数は、公立小学校 277人、公立中学校 137人、県立高校 37人、

県立養護学校 14人である。

3 校内体制の整備

(1) 校長の役割と責任

情報化会議報告では、次のように述べられている。

「学校における体制の充実に関する成否は、校長の役割と責任に負うところが大きい。校長には、学校として情報化にどう対応するかという明確な理念を持ち、情報教育の重要性、インターネットなどの新しい情報技術の導入やそのために生じるであろう課題、学校図書館や司書教諭の役割の重要性に対する識見、教員組織全体として情報教育を担うための教員の意識改革、特に校内体制や校内研修の充実を図ることなどに関して理解を深めるとともに、具体的な行動を求める。」

このことは、学校図書館運営についても同様であり、改正施行通知において、学校図書館法改正の趣旨について、次のように示されていることに十分留意する必要があ

る。

「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特に、これからの中学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」

(2) 校内の協力体制

改正施行通知では、次のように留意事項を示している。

「(3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。」

また、情報化会議報告では、次のように述べられている。

「今後も学校教育活動全体を通じて、情報化に対応した教育を推進していくことが重要であるため、学校内の推進体制として、各学校の判断で情報化推進のための校内組織を設けることを推奨する必要がある。司書教諭には学校の情報化、情報教育推進の一翼を担うことが求められているため司書教諭の職務や役割の重要性等に関する周知や資質の向上に一層努めていく必要がある。」

実践事例 1 ブックスタート事業（細江町）

専門職員同士(図書館司書と保健師)のコラボレーション(協働連携)

1 事業の概要

(1) **目的** 「絵本の読み聞かせ」がもつ育児力を親に理解してもらい、豊かな親子関係を育み、子どもの心の発達を支援する。

(2) **実施日時** 平成 13 年 4 月開始
毎月第 2 金曜日 午前 10 時から 12 時まで

(3) **対象** 健康センター主催の 6 ヶ月児セミナー参加者（離乳食教室・ブックスタート）（4 ヶ月児健診時に希望者のみ予約）
毎月 - 約 12 組（2 グループにわけて行う）

(4) **場所** 町健康センター

(5) **配布物** ・絵本 2 冊「いないいないばあ」「もうおきるかな」
・リスト「赤ちゃんのための絵本 50 冊」（細江町立図書館作成）
・冊子 - あかちゃんのすきなものしつてる？（ブックスタート支援センター作成）・図書館利用申込書（こども用）
・図書館カレンダー・よだれかけ・ブックスタートパック

(6) **担当部署** 図書館（職員 2 人）・健康福祉課

(7) **予算** 健康福祉課 母子保健事業費（ブックスタートパック・リスト）

(8) **連携** それいゆ（離乳食実習中の託児ボランティア） 5 人

2 実施日の流れ

- ・ 健康センターで保健師が受付、6 ヶ月児セミナー希望者を 2 グループに分ける。
- ・ 離乳食実習（栄養士）とブックスタート（図書館職員）を 2 回ずつ行う。
(入れ替え制、1 グループ約 6 組の親子)
- ・ ブックスタートは親子で受け、離乳食教室は親のみで子どもは託児ボランティアに預ける。
- ・ ブックスタートでは、図書館の職員が、ブックスタートパックの中身や、「本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを分かち合うこと」の楽しさや大切さについて保護者に話した後、パックを手渡す。（15 分～20 分）
- ・ 全体での説明が終わると、順番に乳児の計測を行う。（保健師）
- ・ 図書館で作成した「赤ちゃんのための絵本 50 冊」に載っている絵本 50 冊を持参し、計測の順番を待っている間実際に手にとってみてもらう。
- ・ 随時保護者から質問を受ける。

<6 ヶ月児セミナー参加者統計表>

年度	対象者	参加者	参加率
平成 12 年度（離乳食教室のみ）	188 人	56 人	30%
平成 13 年度	202 人	146 人	72%
平成 14 年度	189 人	139 人	74%

注 - 6 ヶ月児にした理由 - お座りができ、絵本を見ることができる。まだ歩けないので、お母さんも落ち着いて話が聞ける。

実践事例2 家庭文庫の活動（静岡市 やかまし村文庫）

1 やかまし村文庫の概要

- (1) 活動場所 主催者自宅（静岡市安倍口新田）
- (2) 蔵書 約2,500冊
- (3) スタッフ 2人
- (4) 活動日 毎週月曜日 14:00～17:00
- (5) 利用者 幼児～小学生及びその保護者
- (6) 主な活動
 - ・ 絵本の読み聞かせや紙芝居
 - ・ 木製の玩具、ゲームや草花あそび
 - ・ 絵本や本の貸出（一人5冊まで 2週間）
 - ・ お楽しみ会（人形劇、科学あそび、干し柿づくり、手品など）
 - ・ 自然の中で、小動物や草花と触れ合う

2 大切にしていること

(1) 自由な読書

子どもにとって、お話や童話に親しむことは、遊びと同一線上にあるもの。自由な読書に心がけている。

(2) リクエストに応える

文庫の蔵書だけでは、子どもたちのリクエストに応えるには限界がある。市立図書館の団体貸出を利用して、子どもたちのニーズにできるだけ応えるようにしている。

(3) 図書資料の紹介

お楽しみ会では、必ず関連した図書資料を添えて紹介するようにしている。

(4) 子どもたちの心のオアシスに

子どもたちは、家庭でも学校でも何らかの「大人からの評価の目」が付きまとう。評価のない空間、親の目から開放される場所を提供し、文庫が子どもたちの心のオアシスになるよう努めている。

3 子どもたちの様子など

文庫には、毎週20人前後の子どもたちがオリジナルのバックに本を入れてやってくる。子どもたちは、来るとすぐに本を返却して、次に借りていく本を探したり読んだりする子どももいれば、文庫においてあるゲームやベランダや庭で、友達とひと遊びしてから、好きな本を借りていく子どももいる。絵本の読み聞かせや紙芝居は、子どもたちの様子を見ながら、スタッフ自身が楽しみながらやっている。

学校の学期末に実施する「お楽しみ会」を、子どもたちはとても楽しみにしている。これまでに、「人形劇」「コンサート」「影絵を見る会」「マジックで遊ぼう」などを実施してきた。

読んだ本のことを話題にしたり、絵本から読み物に意欲的に移行していく子どもたちの姿を見るうれしく、とても頼もしく思っている。また、大人たちの変化も見逃せない。子どもと一緒に本に親しんでいる。文庫にすることで子どもが明るくなり、情緒が安定したとのお母さんの声にも励まされている。

実践事例3 読み聞かせ活動の研究（相良町立萩間保育園）

1 取組の経緯

平成12年度

- ・ 講師を招いて、職員が絵本の読み聞かせ方を学ぶ。
- ・ 絵本の読み聞かせ等を通して、一人一人の子どもの姿を追う。
- ・ 絵本だよりの発行

平成13年度

- ・ 講師を招いて、職員が選書の仕方や読み方を学ぶ。
- ・ 絵本の読み聞かせ等を通して、一人一人の子どもを見つめ、その行動記録を取り、子どもたちの変容を追っていく。
- ・ 絵本だよりの発行
- ・ 絵本の見やすい環境を設定する。

平成14年度

- ・ 講師を招いて、保護者に対して絵本の大切さを伝えてもらい、意識改革をしていく。
- ・ 絵本の読み聞かせ等を通して、一人一人の子どもを見つめ、子どもの変容する姿を記録していく。同時に親に子どもの現われを伝え、保護者からの情報をもらい、子どもに合った指導・対応をしていく。
- ・ 絵本だよりの発行
- ・ 保護者が来園する行事で、親子の読み聞かせタイムを持って実践する。
- ・ 家庭で親子の読み聞かせを楽しむ時を持ってもらう。
- ・ 絵本の見やすい環境を設定する。

2 成果等

- ・ 職員全員がこの研修を通して、新聞や絵本に興味を持った。そして、読み聞かせが楽しいことを身をもって感じ、絵本に対する意識が変わってきた。
- ・ 子どもを追い、その記録を文章にすることで子どもの姿を見つめ、考える時間が持てた。成長を追う楽しい関わりの中で、保育士はどうすべきなのかを考え、工夫し、自分自身の保育を考える機会が持てた。同時に、職員間で子どもに対する共通理解が持てた。
- ・ 職員の共通理解の下、各クラスの絵本コーナーの充実を心掛けたので、子どもも絵本をとりやすくなり、自ら絵本を見る子が増えた。
- ・ 1対1や少人数での読み聞かせを常に心がけたことにより、絵本を好きになった子が多く、「読んで」という要求が増えた。
- ・ 園での様子を家庭にも知らせ、絵本だよりや「玄関の壁面」でアピールした。また、子どもが家でも「読んで」ということが多くなったことから、保護者も興味や関心を持つようになった。
- ・ 機会あるごとに、親に対しても読み聞かせを行った。これによって読み聞かせの意識が高まり、家庭での読み聞かせが増えた。

実践事例4 司書教諭の活動（浜岡町立第一小学校）

1 司書教諭の役割の宣伝

(1) 職員会議でアピールする

年度始めに「今年はちょっと違う図書館」を印象づける。

「どんな資料でも絶対用意します。読み聞かせ、利用指導、ブックトーク、調べ学習のサポートをします。図書館と私を授業で使ってください。」

(2) 図書館の時間を時間割に組み込んでもらう

(例)15年度 級外 6時間を司書教諭として活動

6時間の内訳：5年 総合2時間、3・4年 総合1時間、図書館の時間（司書教諭の時間）3時間

図書館の時間（司書教諭の時間）の内容

：オリエンテーション・利用指導、5年 算数 エジプト文字、漢和辞典の使い方、6年 社会 調べ学習 短歌と俳句 1年 国語 絵本の紹介 「雨つぶ」のアニメーション

(3) 利用をセールスする

・ 職員室でアンテナを高くし、積極的にセールスする。

「りんごの花の学習に、ブックトークはいかがですか？」「町の資料を揃えました。使ってください。」

・ 授業での町立図書館の利用・司書教諭がTTで入る授業単元計画の作成

2 学校図書館の整備

(1) 授業に役立つ図書館に

- ・ NDCによる配架、整備
- ・ 学習に使う本の購入
- ・ 地域資料の充実・ファイル資料の作成

(2) くつろげる図書館に（環境整備）

机の配置換え、鉢植え・ぬいぐるみ等の配置

(3) 読みたい本のある図書館に

面白い本の購入、リクエスト本の購入、本の予約受付

3 読書活動の活発化

(1) 読み聞かせをいっぱいに

- ・ 朝の読書タイムの時間に司書教諭がブックトークや読み聞かせをやらせてもらう。
- ・ 保護者と連携して読み聞かせをする。
- ・ 先生方に読み聞かせ・本の紹介を多くしてもらう。

(2) 図書館に先生がいる

空いているときは、なるべく図書館にいる。限られた時間だが、人のいる図書館になるように。

(3) 図書委員会活動を活発化する

ポスターの公募、しおりづくり、子どもたちの読み聞かせ、読書パズル、先生による読み聞かせ、読み聞かせバザール、校長先生による読み聞かせ等

4 町立図書館、ボランティアとの連携

(1) 町立図書館を第2の図書館に

団体貸出の利用、町立図書館の司書による出前ブックトーク

(2) ボランティアとの連携

図書館ボランティア（約40人）の立ち上げ、パイプ役を務める。

実践事例5 ブックトークの展開（県立湖西高等学校）

1 経緯

平成9年度 図書課を中心に校内研修を実施。講師として、広瀬弥寿子氏を招き、ブックトークについて学ぶ。生徒に対して数回の試行をする。

平成10年度ブックトークを開始。今年度に至る。

2 実施方法

- ・ 年度当初、図書課から、各教科1名の教員に講師を依頼する。
- ・ 図書委員が実施2週間前にチラシを作成し、各クラスに掲示・配布する。
- ・ 図書委員及び全学年の希望者が参加する。
- ・ 講師の教員は、各自の趣味・体験・専門領域に関するテーマを設定し、30~50分で、生徒にわかりやすく語りかけをし、それに関係する本を紹介する。
- ・ 講師と生徒に親近感が生まれるよう、図書館の椅子をコの字型に並べる。
- ・ 実施後、図書館報にその要旨、生徒の感想などを掲載し、全校生徒・職員に配布して、一層の普及を図っている。

3 実施回数

年6回程度

ブックトーク実践例

	テーマ	講師の教科
第1回	「私の経験」	英語科
第2回	「e-mailと私」	数学科
第3回	「旅と読書」	地歴公民科
第4回	「素敵なコミュニケーションって」	養護
第5回	「未知の体験」	国語科
第6回	「海は広いな大きいな」	理科

4 効果等

実施後の生徒の感想文には、教師の励ましの言葉や戒めの言葉などに対して、素直な心情が吐露されている。また、図書館でブックトークに関連した本を探す生徒が見られるようになった。生徒と教師の信頼関係の構築や、生徒の学習活動への意欲付けをブックトークが支援しているといえる。また、教師自身もこの活動の準備をすることで、読書指導・教材研究の研鑽を積むことができる。

5 その他の取組（朝読書）

朝読書の取組は、平成11年度から開始。毎日8:25~8:35までの10分間を、その時間に充てている。平成14年度から、更に効果的に実践するため、「クラス文庫」（ローテーションでクラス間を回す）を設置している。また、図書館に「朝読書おすすめの本」コーナーを設け、各クラスにそのポスターを掲示するようにしている。生徒の本を読むことへの興味・関心の高まり、図書館の貸出冊数も増加傾向にある。

実践事例6 ボランティアとつくり合うおはなしの会（県立藤枝養護学校）

1 経緯

「子どもたちに絵本の楽しさを伝えたい」こんな願いから平成12年度に始まった本校の「おはなしの会」は、平成13年度の校舎改築に伴い、図書室の整備とともに月1~2回定期的に行うこととなった。はじめは、外部ボランティア（藤枝市在住の読み聞かせグループ）の方々と本校職員が読んでいたが、平成14年度には、本校保護者による読み聞かせグループ「おはなしエプロン」もでき、現在に至っている。

2 実践の概要

時間帯	原則的には昼休み	・高等部	12:45~13:00
		・小・中学部	13:00~13:15
		・肢体重複学級	13:20~13:35

実施日 每月第1水曜日・・・ボランティア

毎月第3水曜日・・・本校職員

その他 11月の第2週を「図書週間」とし、昼休みに図書課員が図書室にて本の紹介やクイズ、ゲームなど様々なイベントを行う。その週の水曜日の授業時間にボランティアに依頼して音楽や人形劇を取り入れた「特別おはなしの会」（スペシャル版）を開催する。

3 効果等

「おはなしの会」が始まったころ、ボランティアの方からは「どんな本を読めばいいのかわかりません」「子どもさんは喜んでくれるかしら」という声がたくさん聞かれていた。日誌の中にも「ざわざわしていた」「落ち着かない子がいた」との感想もあった。しかし、実践を重ねていくうちに「楽しかったです」「反応が良かった」という表現が増えてきた。これは、ボランティアの方々が、子どもたちを楽しませるために、実物の提示、手遊びの導入、関心を引きそうな本を選ぶなどの様々な工夫をしてくれたことにより、児童生徒が「おはなしの会」に慣れて「話を聞く」という態度や気持ちが育ってきた証だと思う。

図書室だけで行われていた会に、だんだんくる子どもたちが増え「それならもっとたくさんの子どもたちに聞いてもらおう」ということで、教室に分かれて行うことになった。「昼休みの時間では、肢体学級の子どもたちが参加できないから時間をずらしてやろう」「高等部の生徒が来られる時間にもやってほしい」「人数が多いから、教室を増やそう」などすべては、児童生徒のニーズで変化してきた。職員の意識も変わってきている。自ら「本、読みますよ」といってくれる職員が増えた。子どもたちが興味を持って聞いている様子から、「図書館に行って本を見よう」という機会を設けるクラスが増えた。本の貸出冊数も着実に増えている。図書室がとてもにぎやかになってきた。

毎月第1水曜日には、「今日はおはなしの日？」と聞いてくる児童がいる。「おはなしの会」の後、なかなか帰ろうとしない生徒がいる。「おはなしの会」が子どもたちの中で着実に根付いてきた。ボランティアの方々もとても楽しんで張り切って読んでくれる。これからも、ボランティアの方々とより連携を深め、児童生徒が胸躍らせ、楽しみに集まってくれる「おはなしの会」をつくり続けたい。

実践事例7 学校司書配置事業（静岡市）

1 事業概要

平成10年度から、12学級以上の小中学校に学校司書の配置を開始した。平成15年度は、小学校54校、中学校24校 計78校に配置している。平成15年度予算額 63,699千円。

2 主とする従事業務

- ・ 奉仕的内容に関すること
日常業務（閲覧、貸出、館報、展示）資料案内、読書案内、ガイダンス、情報提供、学年別書架、課題別書架等の配架
- ・ 学校図書館の管理運営に関すること
図書館資料の受入、保全、図書館の整備、美化、書架の整頓、図書館資料の分類

3 勤務時間

4時間（午前9時～午後2時、学校の実情によって前後）

4 事業成果等

（1）図書館の整備状況に関すること

- ・ 十進分類による配架、案内表示等により蔵書が整理整頓された。子どもたちが本を探しやすくなった。
- ・ 掲示物、飾り、花、ぬいぐるみなどで、心を和ませ明るく親しみのある環境が整備された。
- ・ 蔵書のデータベース化が進んだ。

（2）子どもの読書活動・図書館利用等に関すること

- ・ 年度始めにクラスごとオリエンテーションを持ち、図書館利用の仕方を指導している。
- ・ 読み聞かせ、ブックトーク、レファレンスなど多岐にわたる支援を行っている。
- ・ 予約制度を取り入れ、子どもが読みたい本が確実に手元に届くようになった。（子どもは楽しみに待っている。）

（3）授業支援に関すること

- ・ 教科書に出てくる作者や学習の進度にあわせてテーマごとにコーナーを設けた。
- ・ 学習に役立つ資料のリストが作成され、利用の便が図られた。
- ・ 理科、社会、総合学習で、資料となる適切な本や事典を紹介し調べ方を指導するため、児童の調べ学習の意欲が高まった。

（4）その他に関すること

- ・ 司書自身がたくさん本を読んでいて、子どもたちと物語の世界を共有することができる。
- ・ 子どもが委員会活動でアドバイスをもらい活動を充実させた。
- ・ 子どもがゆったりとした心で、図書館で過ごせるようになった。

実践事例8 図書館司書の学校派遣と資源共有型モデル事業（吉田町）

1 概要

平成14年度から町内小中学校（小学校3校、中学校1校）へ、町立図書館の司書を派遣し、学校図書館の運営を支援している。

（派遣職員の勤務例）

	月	火	水	木	金
午前	A 小学校	A 小学校	町立図書館	B 小学校	B 小学校
午後	B 小学校	A 小学校	町立図書館	A 小学校	B 小学校

図書館資料の計画的な選択、収集、整理を行い、学校図書館の活性化が推進され、児童・生徒の読書意欲を高めることや調べ学習に役立っている。

また、学校図書館資源共有型モデル事業（国の事業）により、町内小中学校の学校図書館の蔵書をデータベース化するとともに、町立図書館との連携を図っている。

2 派遣司書の具体的な作業事例

（1）図書資料、施設の整備

- ・ 15年以上経った図書の廃棄
- ・ 図書分類を3桁に変更（町立図書館と同じ）
- ・ 1・2年生の学級文庫の整備（分類別にシールを貼る）
- ・ クリスマスなどの季節や話題の本のコーナーづくり
- ・ 書棚のサインの作成と貼り付け

（2）貸出等

- ・ 図書館にいるときは、なるべく貸出返却が可能に

（3）授業支援

- ・ 司書教諭と連携して町立図書館資料の団体貸出申込
- ・ 調べ学習のテーマに沿った図書を揃える。（校内と町立図書館）

（4）ブックトーク

- ・ 依頼のあった学年やクラス、クラブ活動などでテーマに沿ったブックトークを行う。

（5）読み聞かせボランティアとの連携

- ・ 学校図書館図書資料のボランティアへの貸出
- ・ 読み聞かせに関する図書の紹介や相談

（6）学校間相互貸借等

- ・ 学校図書館資源共有型モデル事業（国の事業）による町内小中学校の学校図書館の蔵書のデータベース化
- ・ データベース化された学校図書館資料と町立図書館資料の蔵書検索、相互貸借申込及び資料搬送（学校間の資料搬送は町立図書館を経由）

平成 15 年度静岡県子ども読書活動推進会議委員名簿

NO	氏名	役職等	備考
1	飯田陽通	静岡県健康福祉部子育て支援室長	行政（子育て関係）
2	飯野紀代子	静岡県地域活動連絡協議会長	民間（子育て関係）
3	伊藤博	静岡県図書館協会副会長 (細江町立図書館長)	図書館関係（市町村）
4	岩城偕子	静岡県教育研究会学校図書館部長 (静岡市立東豊田小学校長)	学校関係（小中学校）
5	大河内睦美	静岡県立浜松盲学校長	学校関係（養護）
6	恩田征弥 (委員長)	静岡県図書館協会長 (静岡県立中央図書館長)	図書館関係（県）
7	鈴木敏彦	静岡県高等学校図書館研究会長 (静岡県立富士宮西高等学校長)	学校関係（高校）
8	鍋田陽子	静岡県 P T A 連絡協議会母親理事 (富士宮市立富士宮第一中学校 P T A)	民間（P T A）
9	錦織淑子	静岡県読み聞かせネットワーク会長	民間（読書推進関係）
10	村上淳子	静岡県図書館情報学教育研究会 (常葉学園大学助教授)	学識経験者
11	山田一雄 (副委員長)	島田市教育委員会教育長	行政（市町村教育長）

(50 音順 敬称略 役職等は委員委嘱時)

静岡県子ども読書活動推進計画
—「読書県しづおか」をめざして—
平成 16 年 1 月発行

編集・発行 静岡県教育委員会社会教育課
〒420-8601 静岡市追手町 9-6
電話 054-221-3161 Fax 054-221-3362
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-08/>